

# 第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画

## 【素案】

(パブリックコメント用)

令和6年12月

諫早市



# はじめに

---

# 目 次

はじめに.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 制度の対象となる子ども.....	2
5. 計画の策定体制.....	2
第2章 諫早市の現状.....	4
1. 人口の動向.....	4
2. 合計特殊出生率の推移.....	7
3. 世帯数の推移.....	7
4. 女性の年齢階層別労働力人口.....	8
5. 未婚率の推移.....	9
6. 児童人口の推移と将来の推計.....	10
7. 教育・保育施設の状況.....	11
8. 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	14
9. ニーズ調査の結果概要.....	18
10. 諫早市子ども・子育て支援アンケート.....	33
第3章 基本理念及び基本目標.....	36
1. 基本理念.....	36
2. 基本目標.....	36
3. 施策の体系.....	37
第4章 施策の展開.....	39
基本施策1 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援.....	39
基本施策2 子どもの成長に合わせた子育て支援.....	43
基本施策3 子育て家庭の親に対する支援.....	46
基本施策4 地域社会で取り組む子育て活動の充実.....	51
基本施策5 支援が必要な子どもと家庭のための支援.....	53
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	55
1. ニーズ量の見込みについて.....	55
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定について.....	61
3. 教育・保育施設の充実.....	63
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	71
5. 幼児教育・保育の一体的提供と体制の確保.....	96
6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	97
7. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上.....	97
第6章 計画の推進体制.....	98

1. 関係機関等との連携 .....	98
2. 計画の達成状況の点検・評価 .....	99
参考資料 .....	100
1. 第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画策定経緯 .....	100
2. 諫早市健康福祉審議会条例 .....	101
3. 諫早市健康福祉審議会子ども・子育て部会委員名簿 .....	102

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

現在、急速な少子高齢化が全国的に進行していますが、高齢者を対象とした社会保障制度に比べて、少子化対策や子ども・子育て世帯への社会保障等の取り組みは遅れをとっているのが現状です。

若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさ、転職率の高止まり傾向など、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

本市では、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、平成27年に「第1期諫早市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度に「第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。

国において、令和5年12月22日に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。令和6年5月31日には、こども政策推進会議において、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した「こどもまんなか実行計画」が決定されました。

この度、「第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって期間満了となることを受け、社会状況や本市の子ども・子育て世帯の状況を十分に踏まえ、子育て支援の更なる充実を目指し、新たに「第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という。)を策定します。

## 2. 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。

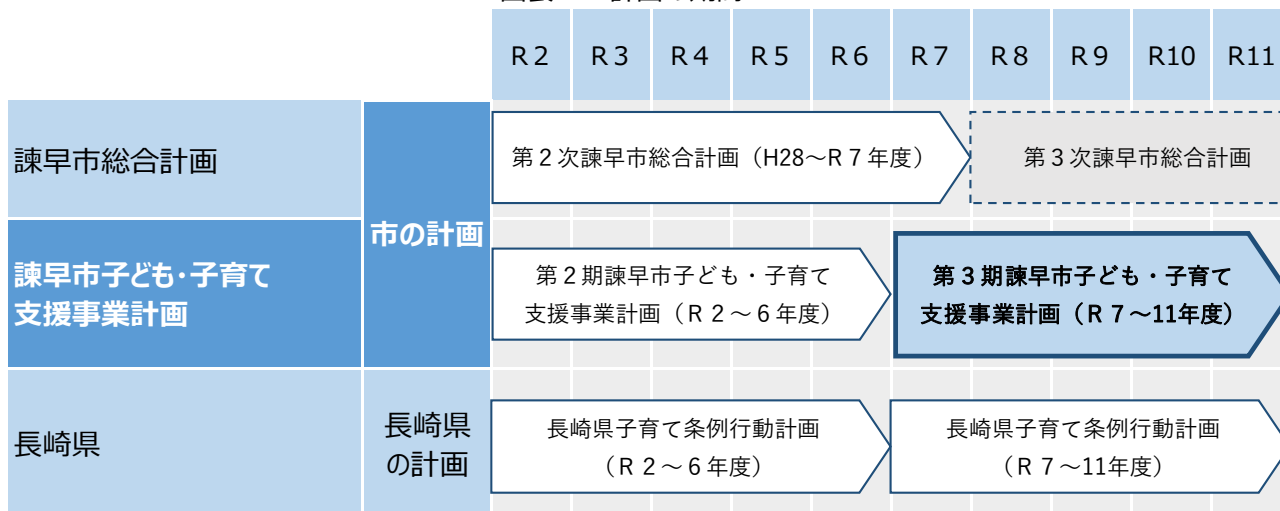
また、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)が改正され、法律の有効期限が令和17年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた「諫早市地域福祉計画(諫早市健康福祉総合計画)」や、「諫早市障害者・障害児共生プラン(諫早市障害者計画/諫早市障害福祉計画/諫早市障害児福祉計画)」、「諫早市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「諫早市健康増進計画 健康いさはや21(第四次)」等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

### 3. 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

図表 1 計画の期間



### 4. 制度の対象となる子ども

子ども・子育て支援法における「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とされています。

図表 2 対象者及び支援事業

0歳	1～5歳	6～11歳	12～18歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
乳幼児期の教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業（右記、下記以外）		地域子ども・子育て支援事業「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」			

### 5. 計画の策定体制

#### (1) 子ども・子育て部会の開催

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づく「市町村子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等の審議を行うこととされています。本市では、健康福祉審議会「子ども・子育て部会」を同法に定める「市町村子ども・子育て会議」と位置付け、計画内容等の協議を重ね、本計画を策定しました。

## (2) アンケートの実施

### ①子ども・子育て支援に関するニーズ調査

諫早市に居住する保護者を対象に、ニーズ調査を実施しました。日々の生活の中でどのような意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

「第3期 諫早市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保護者の子育てに関する生活実態、要望、意見などを把握し、令和7年度から5年間の子育て支援に関する施策を計画的に実施することを目的としています。

	就学前児童保護者	小学生児童保護者 (1年から6年まで)	計
配布・回収方法	郵送による配布、回収及びインターネットを通じたweb調査		
調査期間	令和6年1月4日～令和6年1月25日		
配布数	2,013通	987通	3,000通
回収数 (率)	948通 (47.1%)	482通 (48.8%)	1,430通 (47.7%)

### ②子ども・子育て支援アンケート

諫早市に居住する小学5年生から中学3年生の児童生徒を対象に、子ども・子育て支援アンケートを実施しました。本市に住む子どもたちへ、未来の諫早市についての意見を聴取し、今後の子育て関連施策を展開していくための基礎資料としました。

	小学5・6年生	中学1～3年生	計
配布・回収方法	インターネットを通じたweb調査		
調査期間	令和5年12月14日～令和6年1月22日		
児童数	2,507通	3,477通	5,984通
回収数 (率)	1,025通 (40.9%)	1,111通 (32.0%)	2,136通 (35.7%)

## (3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などとの整合性を確保しながら、策定しています。

## (4) パブリック・コメントの実施

令和6年12月に計画案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施し、そこで寄せられた意見を計画に反映しました。



## 第2章 諫早市の現状

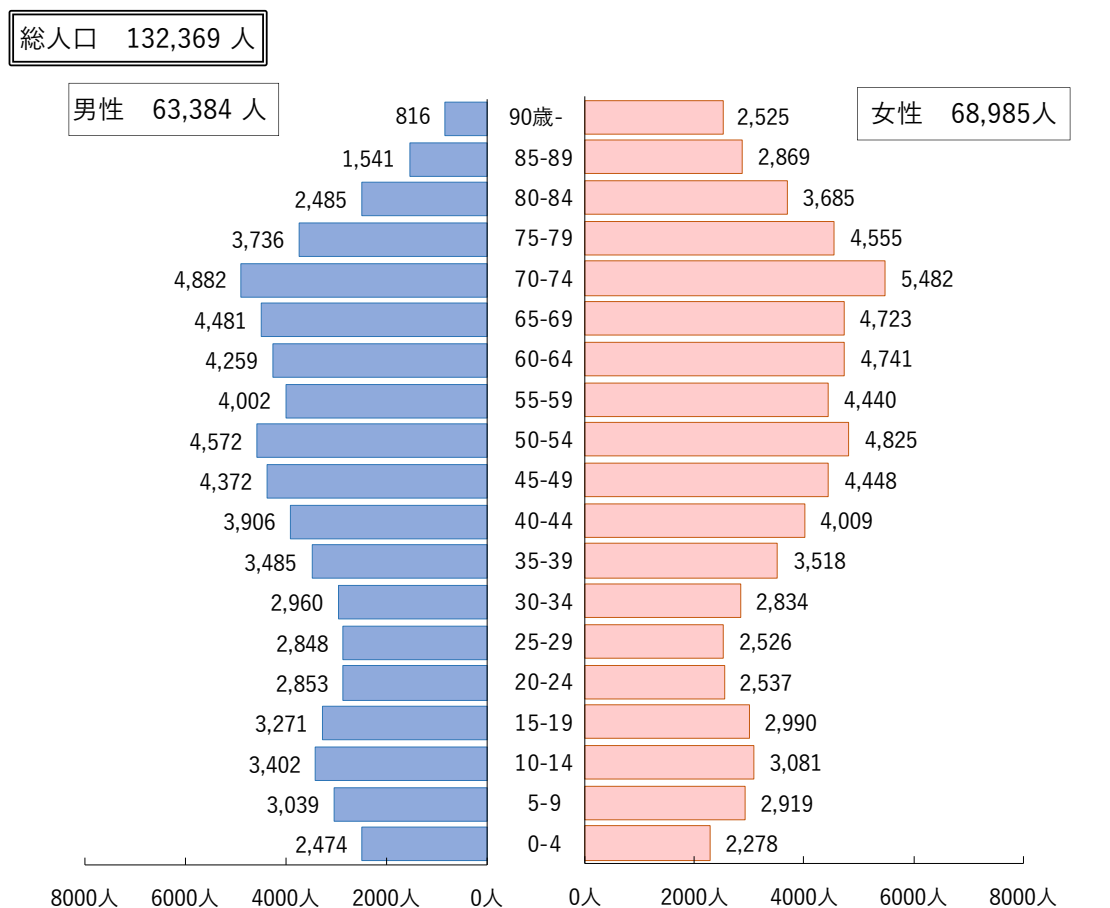
### 1. 人口の動向

#### (1) 人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成をみると、男女ともに、70歳～74歳の人口が最も多いことがわかります。年齢階層が低くなるに従って概ね人口は減少しており、いわゆる生産年齢人口（15歳～64歳まで）では、男女ともに20歳代の人口が少なくなっています。

10歳代の人口は20歳代よりも若干多いものの、年齢階層が低くなるにしたがって人口が減少しており、男女とも0歳から4歳の人口が最も少なくなっています。

図表3 人口ピラミッド

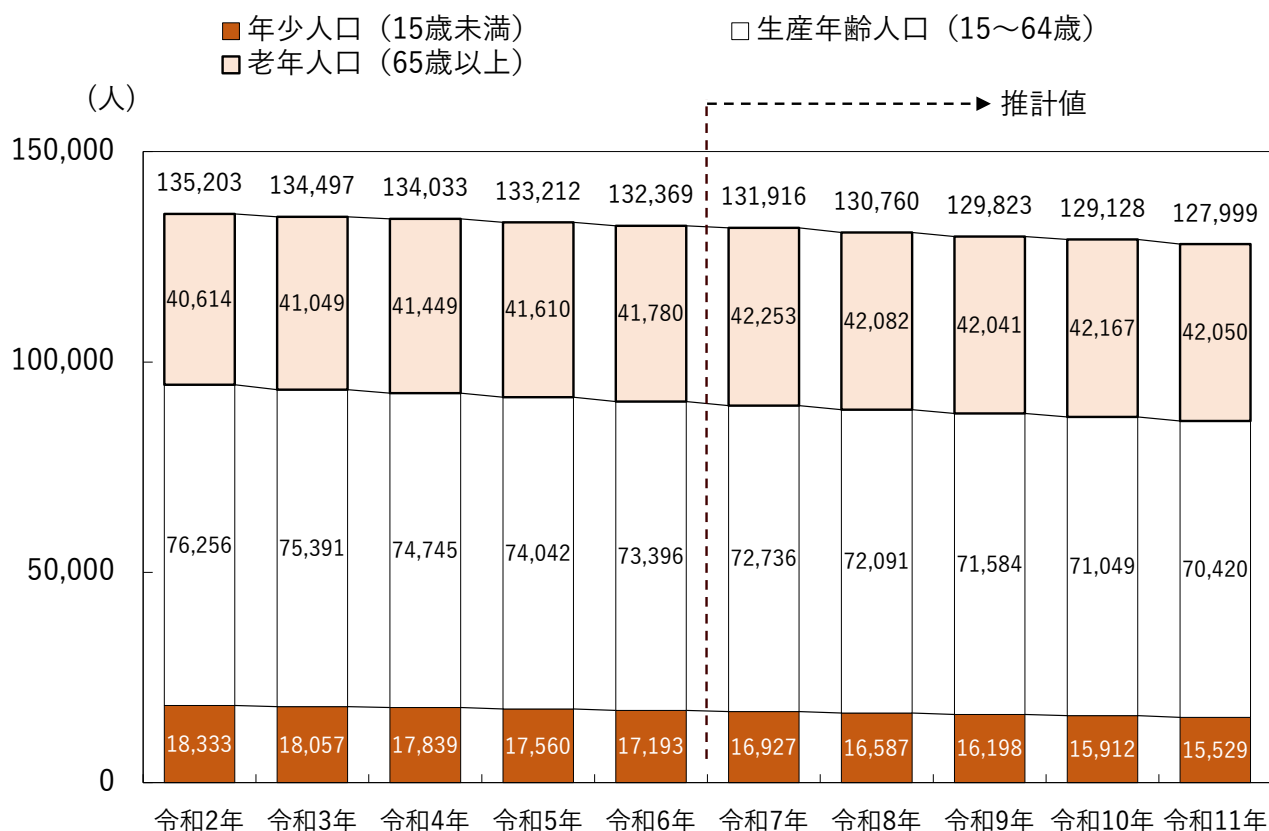


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

## (2) 人口の推移及び将来推計

本市の人口は令和2年以降、継続して減少しています。住民基本台帳の各歳・男女別人口データに基づき、コーホート変化率法<sup>※1</sup>によって本市の人口推計を実施したところ、本計画期間中も人口減少傾向は継続していくことが見込まれています。

図表4 年少人口の推移と推計（各歳別）



資料：住民基本台帳（各4月1日時点）※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

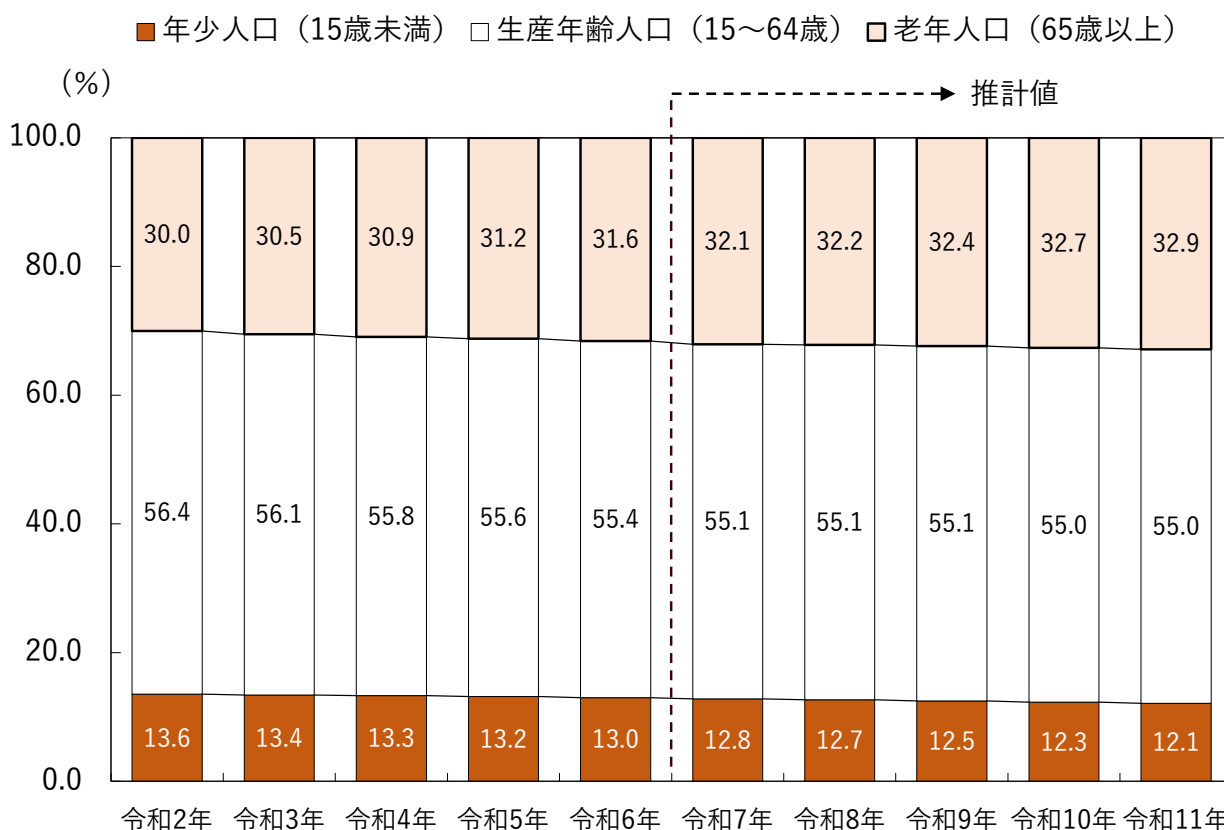
※1 コーホート変化率法：同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去の人口実績から変化率を求めそれに基づき将来人口を推計する手法。

### (3) 年齢3区分人口割合の将来推計

本市の人口を年齢別に3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）し、その割合の推移をみると、令和2年では全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は30.0%であるのが、令和11年には32.9%となる見込みです。

一方、15歳未満の年少人口の割合は、令和2年では13.6%であったのが、令和6年時点で13.0%と減少傾向となっています。今後もこの傾向は継続し令和11年には12.1%となると推計されており、高齢化と同時に少子化が今後も進行することが予想されます。

図表 5 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計

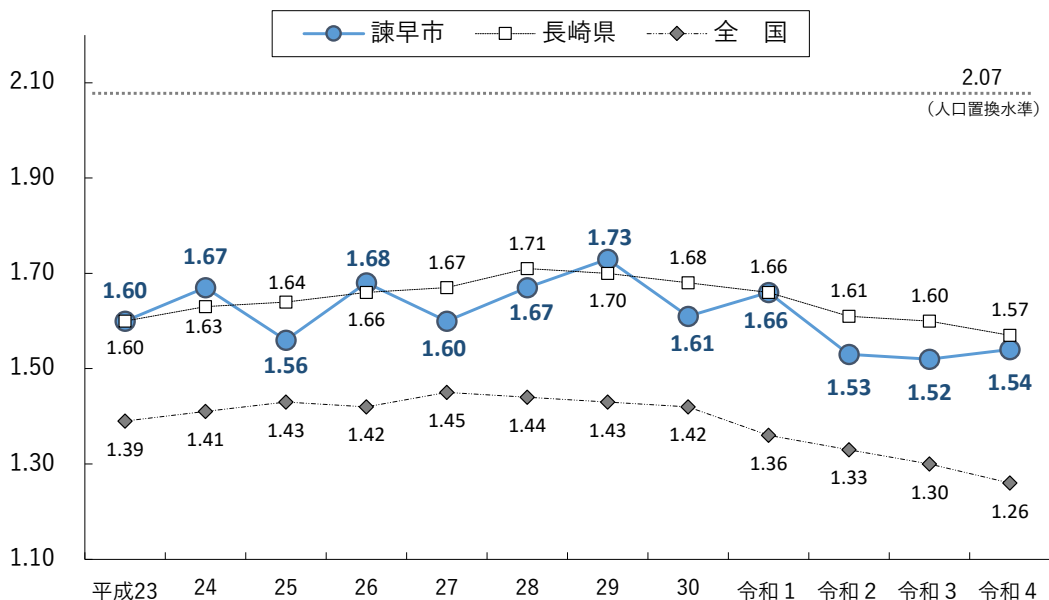


資料：住民基本台帳（各4月1日時点）※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

## 2. 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は全国平均よりも高く推移していますが、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準）である 2.07 を大きく下回っております。

図表 6 合計特殊出生率の推移

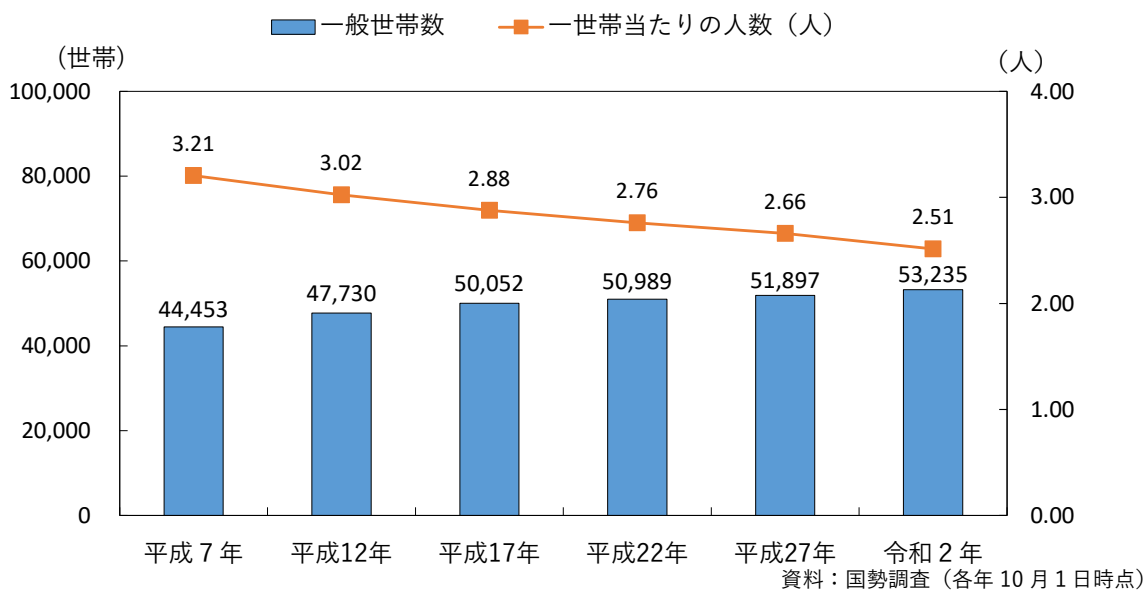


資料：厚生労働省「人口動態調査」、長崎県衛生統計年報

## 3. 世帯数の推移

本市における世帯数は一貫して増加傾向にあります。一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあります。

図表 7 世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

## 4. 女性の年齢階層別労働力人口

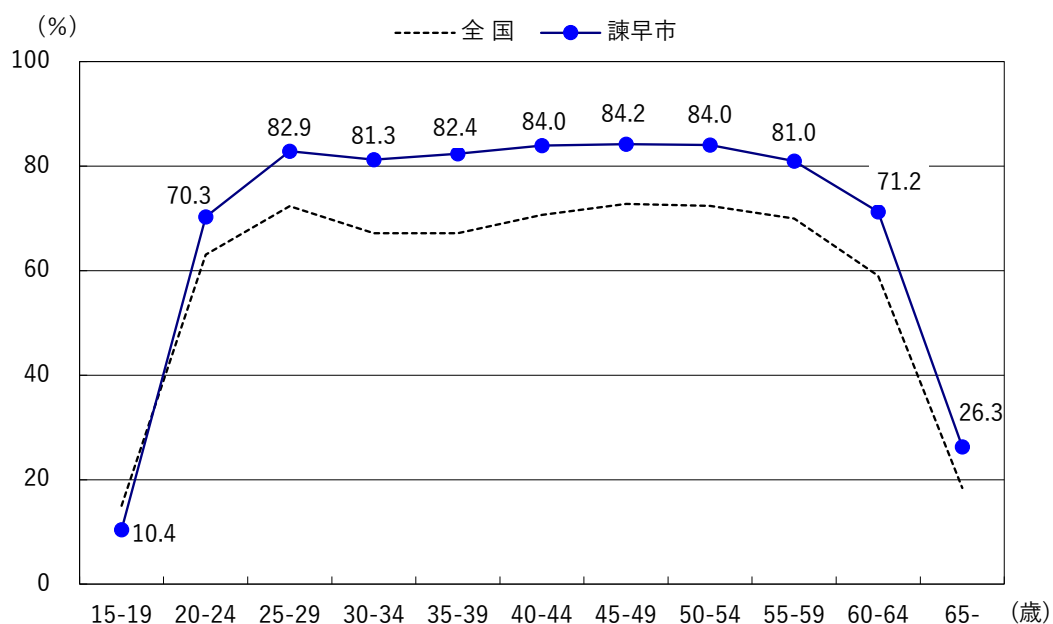
本市における女性の年齢階層別労働力人口（M字カーブ）をみると、20歳以上のすべての年齢階層で、全国平均と比べて労働力率が高いことが分かります。

また、30歳～34歳の労働力率の落ち込みについても、全国平均と比べて多少緩やかになっていることが分かります。

共働き世帯数が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。

女性の年齢階層別労働力人口は増加し、いわゆるM字カーブは解消に向かっていると思われるものの、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消や男女間の賃金格差の是正が引き続き課題となっています。

図表 8 女性の年齢階層別労働力人口

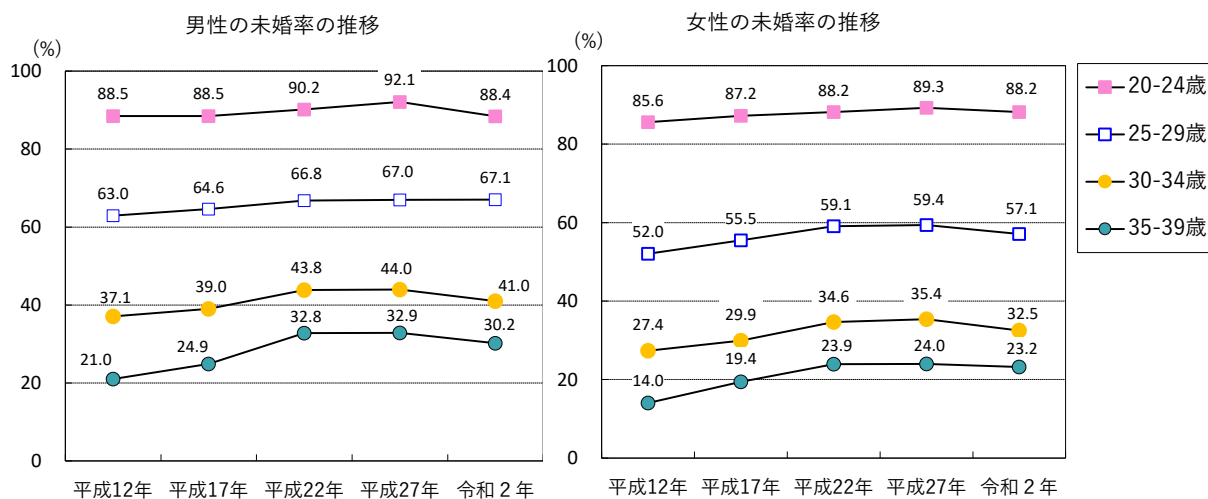


資料：国勢調査（令和2年）より算出

## 5. 未婚率の推移

本市における20歳～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、すべての年齢階層でおおむね未婚率が上昇しており、男女ともに、未婚化、晩婚化の傾向が見られます。

図表 9 未婚率の推移



資料：国勢調査（令和2年）より算出

## 6. 児童人口の推移と将来の推計

本市における0歳から11歳の子どもの将来の人口について推計した結果は以下のとおりとなります。

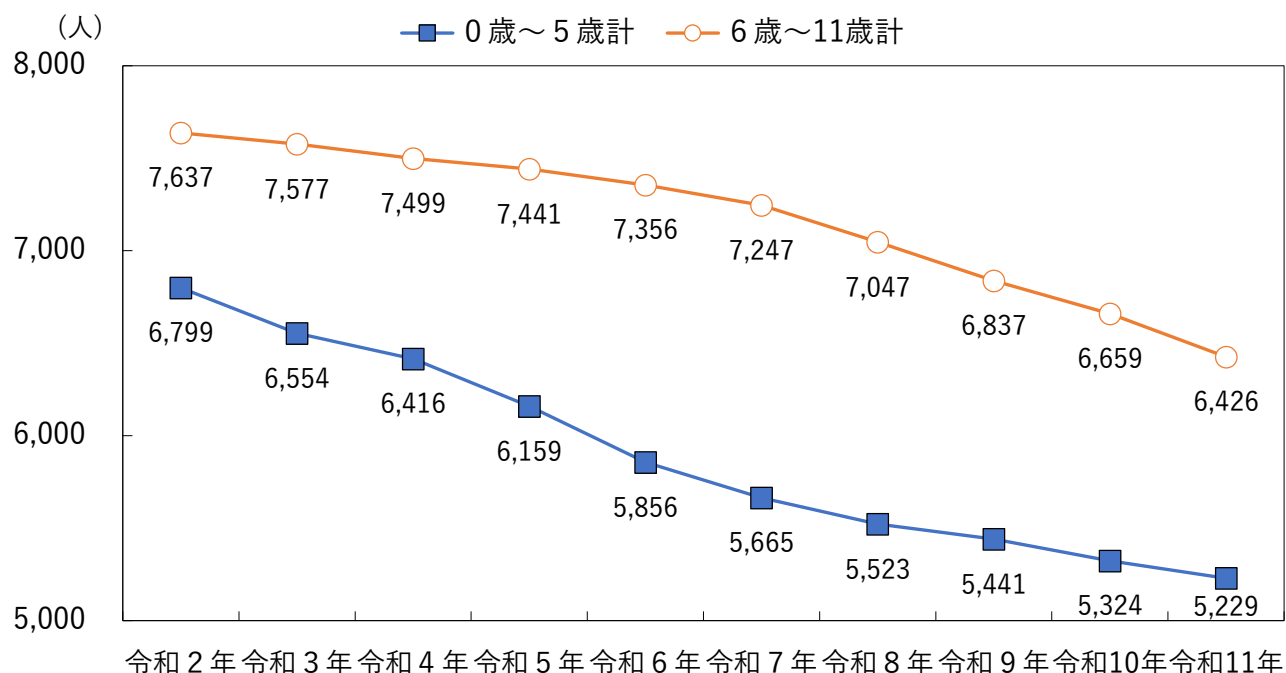
本計画の年度中（令和7年度から令和11年度）、児童人口が減少していくと予想されます。

図表 10 児童人口の推移と将来の推計（表）

	実績値					推計値				
	第2期計画期間					第3期計画期間				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	1,000	921	934	896	777	870	852	839	824	809
1歳	1,074	1,001	965	957	925	795	902	884	871	856
2歳	1,127	1,083	1,039	976	986	951	811	923	905	892
3歳	1,214	1,157	1,082	1,045	989	983	954	817	926	908
4歳	1,183	1,200	1,184	1,089	1,075	995	999	969	819	940
5歳	1,201	1,192	1,212	1,196	1,104	1,071	1,005	1,009	979	824
0歳～5歳計	6,799	6,554	6,416	6,159	5,856	5,665	5,523	5,441	5,324	5,229
6歳	1,264	1,208	1,198	1,214	1,209	1,103	1,075	1,008	1,012	982
7歳	1,207	1,270	1,214	1,189	1,215	1,200	1,102	1,074	1,007	1,011
8歳	1,299	1,208	1,274	1,223	1,195	1,220	1,206	1,108	1,080	1,013
9歳	1,270	1,312	1,207	1,285	1,235	1,200	1,225	1,211	1,113	1,085
10歳	1,293	1,280	1,321	1,203	1,296	1,231	1,203	1,228	1,214	1,116
11歳	1,304	1,299	1,285	1,327	1,206	1,293	1,236	1,208	1,233	1,219
6歳～11歳計	7,637	7,577	7,499	7,441	7,356	7,247	7,047	6,837	6,659	6,426
合計	14,436	14,131	13,915	13,600	13,212	12,912	12,570	12,278	11,983	11,655

資料：住民基本台帳（各4月1日時点）※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

図表 11 児童人口の推移と将来の推計



資料：住民基本台帳（各4月1日時点）※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

## 7. 教育・保育施設の状況

### (1) 幼稚園の数、利用状況

市内の幼稚園は4施設あり、その利用状況は以下のとおりです。

図表 12 市内の幼稚園（令和6年5月1日）

市立幼稚園	1施設	私立幼稚園	3施設
-------	-----	-------	-----

図表 13 幼稚園の入園者数 各年5月1日現在

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	7施設	7施設	7施設	6施設	4施設
定員	1,320人	1,320人	1,320人	1,230人	750人
児童数	701人	672人	648人	577人	298人

### (2) 認可保育所の数、利用状況

認可保育所は市立2施設、私立40施設あり、その利用状況などは以下のとおりです。

図表 14 市内の認可保育所（令和6年4月1日）

東部区域（長田中学校区・高来地域・小長井地域）	私立 6施設
中央区域（諫早中学校区・北諫早中学校区・明峰中学校区）	私立 14施設 市立 1施設
西部区域（西諫早中学校区・真城中学校区・多良見地域）	私立 13施設 市立 1施設
南部区域（小野中学校区・有喜中学校区・森山地域・飯盛地域）	私立 7施設

図表 15 認可保育所の入所者数（各年4月1日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	46施設	46施設	47施設	45施設	42施設
定員	3,198人	3,255人	3,392人	3,142人	2,917人
児童数	3,316人	3,293人	3,337人	3,051人	2,808人
0歳児	178人	155人	176人	135人	98人
1歳児	555人	555人	538人	524人	497人
2歳児	610人	608人	627人	554人	539人
3歳児	696人	630人	649人	609人	523人
4歳児	657人	687人	644人	620人	575人
5歳児	620人	658人	703人	609人	576人



### (3) 認定こども園の数、利用状況

認定こども園は私立 19 施設あり、その利用状況などは以下のとおりです。

図表 16 市内の認定こども園（令和 6 年 4 月 1 日）

東部区域（長田中学校区・高来地域・小長井地域）	私立 6 施設
中央区域（諫早中学校区・北諫早中学校区・明峰中学校区）	私立 6 施設
西部区域（西諫早中学校区・真城中学校区・多良見地域）	私立 5 施設
南部区域（小野中学校区・有喜中学校区・森山地域・飯盛地域）	私立 2 施設

図表 17 認定こども園の入所者数（各年 4 月 1 日）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数	12 施設	12 施設	12 施設	14 施設	19 施設
定員	1,195 人	1,215 人	1,195 人	1,385 人	1,848 人
児童数	1,152 人	1,147 人	1,067 人	1,234 人	1,655 人
0 歳児	36 人	30 人	30 人	31 人	49 人
1 歳児	135 人	140 人	119 人	159 人	212 人
2 歳児	154 人	197 人	145 人	176 人	257 人
3 歳児	261 人	263 人	231 人	268 人	350 人
4 歳児	280 人	265 人	273 人	280 人	385 人
5 歳児	286 人	292 人	269 人	320 人	402 人

#### (4) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設は児童福祉法に基づき県が認可した保育所以外の保育施設で、企業主導型保育施設や病院等が設置し主に従業員の子どもの保育を行う病院内保育所などがあります。

図表 18 市内の認可外保育施設（令和6年4月1日時点）

東部区域（長田中学校区・高来地域・小長井地域）	0 施設
中央区域（諫早中学校区・北諫早中学校区・明峰中学校区）	認可外 2 施設、病院内 1 施設
西部区域（西諫早中学校区・真城中学校区・多良見地域）	企業主導型 1 施設、病院内 1 施設 幼稚園内 1 施設
南部区域（小野中学校区・有喜中学校区・森山地域・飯盛地域）	企業主導型 3 施設、病院内 2 施設

#### (5) 第2期計画の確保の方策と教育・保育施設の利用定員の状況

図表 19 第2期計画の確保の方策と教育・保育施設の利用定員の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育	確保の方策 （1号+2号①（注））	1,395 人	1,395 人	1,395 人	1,395 人	1,395 人
	利用定員実績	1,745 人	1,730 人	1,715 人	1,630 人	1,285 人
	利用児童数（5/1）	1,098 人	1,035 人	983 人	886 人	700 人
保育	確保の方策 （2号）	2,609 人	2,649 人	2,634 人	2,619 人	2,609 人
	確保の方策 （3号）	1,651 人	1,681 人	1,716 人	1,806 人	1,836 人
	確保の方策 （2・3号計）	4,260 人	4,330 人	4,350 人	4,425 人	4,445 人
	利用定員実績	3,968 人	4,060 人	4,192 人	4,127 人	4,230 人
	利用児童数（4/1）	4,086 人	4,079 人	4,077 人	3,994 人	4,090 人

（注）第2期計画では、3歳から5歳までの共働き世帯で、幼稚園の利用を希望する世帯を2号①としています。

## 8. 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援法では、子どもと子育て家庭等を対象とする事業として、地域子ども・子育て支援事業を実施することとされています。現在、諫早市で実施している地域子ども・子育て支援事業については以下のとおりです。

### (1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談、情報の提供などを行う子育て支援センターを設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。諫早市内に現在7か所の子育て支援センターがあり、認定こども園で実施する子育て支援事業などと連携し、利用者のニーズを把握しながら子育て支援の拠点として事業を推進していきます。

図表 20 設置・実施状況 (令和6年4月1日時点)

名称	利用時間
諫早市すくすく広場	水曜日～月曜日（年末年始を除く） 午前10時～午後4時
くるみの家（ほなみ保育園）	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 午前10時～午後3時30分
子育て支援センターほしのこ（星の子保育園）	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 午前10時～午後3時
親子のひろば「アイアイ」（わくわく保育園）	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 午前10時～午後3時
ほっとルーム（金華こども園）	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 午前10時～午後3時
支援センターいちご（いちご保育園）	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 午前10時～午後3時
子育て支援センターぱれっと（くやまえん）	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 午前10時～午後3時

図表 21 これまでの実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	6か所	6か所	6か所	7か所	7か所
利用人数	36,197人	14,147人	19,491人	17,039人	24,315人

(年間延べ利用人数)

## (2) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査受診票により妊娠中に 14 回、医療機関にて受診する健康診査について公費助成を行っています。

図表 22 利用人数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診人数	12,823 人	12,303 人	11,592 人	11,293 人	10,262 人

(年間延べ受診人数)

## (3) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

図表 23 訪問数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数	996 件	903 件	920 件	890 件	824 件

(年間訪問件数)

## (4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

図表 24 これまでの実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問家庭数	26 件	26 件	41 件	31 件	27 件

(年間訪問件数)

## (5) 一時預かり事業・一時保育事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

図表 25 これまでの実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	38 か所	38 か所	36 か所	35 か所	40 か所
延べ利用件数	32,048 人日	38,527 人日	39,695 人日	33,445 人日	43,606 人日

(人日 = 年間延べ利用回数)

## (6) 延長保育事業・休日保育

延長保育事業は、保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

休日保育は、通常、保育所が休みとなる休日（日曜日、祝日）に保育所を開設し保育を行う事業です。

図表 26 実施か所数 (令和6年4月1日現在)

	延長保育	休日保育
東部区域（長田中学校区・高来地域・小長井地域）	12 か所	2 か所
中央区域（諫早中学校区・北諫早中学校区・明峰中学校区）	19 か所	0 か所
西部区域（西諫早中学校区・真城中学校区・多良見地域）	20 か所	0 か所
南部区域（小野中学校区・有喜中学校区・森山地域・飯盛地域）	9 か所	0 か所

## (7) 病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

図表 27 これまでの実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
延べ利用件数	2,258 人日	838 人日	1,027 人日	1,045 人日	2,150 人日

(人日 = 年間延べ利用回数)

## (8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

図表 28 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校区	児童数	登録児童数	か所数	
			令和元年度	令和6年度
諫早小	385人	127人	2か所	2か所
北諫早小	668人	275人	5か所	6か所
上諫早小	78人		(北諫早小学校区へ送迎)	
小野小	307人	49人	1か所	1か所
有喜小	162人	29人	1か所	1か所
真津山小	723人	334人	6か所	8か所
本野小	63人	0人	0か所	0か所
長田小	243人	112人	1か所	2か所
小栗小	409人	107人	2か所	2か所
真崎小	135人	24人	1か所	1か所
みはる台小	194人	47人	1か所	1か所
御館山小	731人	317人	3か所	5か所
上山小	418人	109人	3か所	3か所
西諫早小	390人	105人	2か所	2か所
真城小	326人	153人	3か所	3か所
喜々津小	509人	235人	4か所	6か所
喜々津東小	271人	140人	1か所	2か所
伊木力小	57人	20人	1か所	1か所
大草小	27人		(伊木力小学校区へ送迎)	
森山西小	139人	41人	1か所	1か所
森山東小	104人	39人	1か所	1か所
飯盛東小	285人	52人	1か所	1か所
飯盛西小	68人		(飯盛東小学校区へ送迎)	
湯江小	263人	40人	1か所	1か所
高来西小	171人	36人	(湯江小学校区へ送迎)	
長里小	21人	0人	1か所	0か所
小長井小	103人	20人	1か所	1か所
遠竹小	22人	8人	1か所	1か所
計	7,272人	2,419人	44か所	53か所

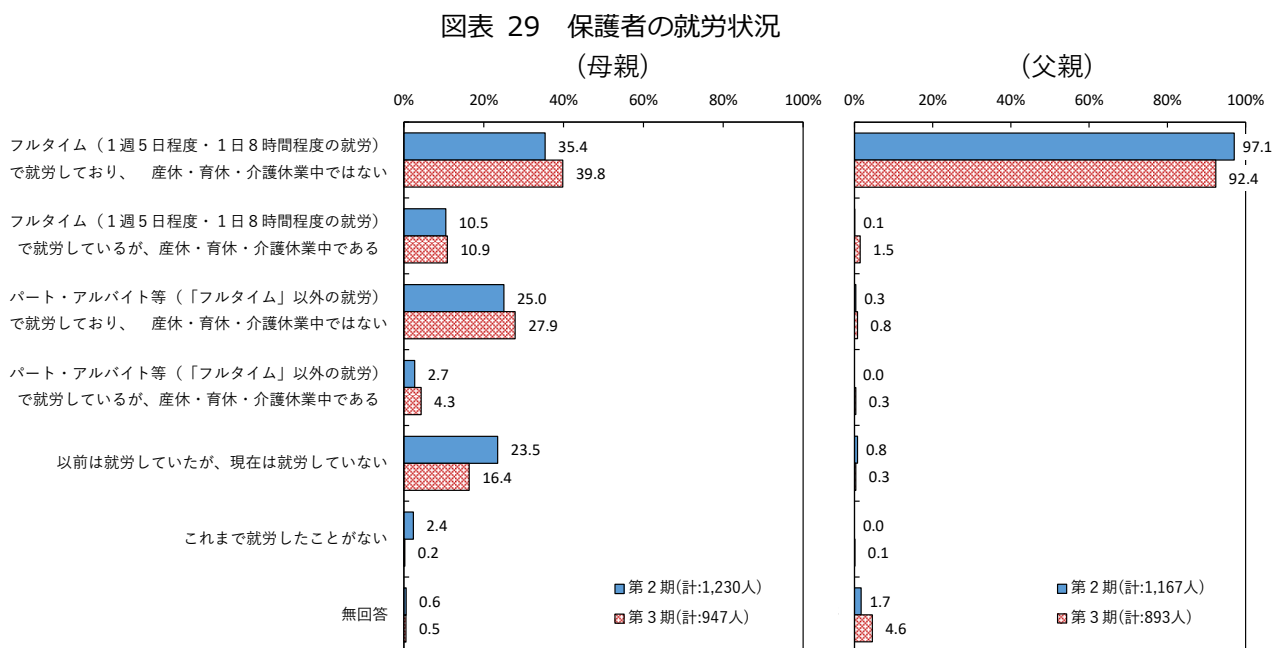
児童数は令和6年5月1日、登録児童数は令和6年4月1日時点

## 9. ニーズ調査の結果概要

### (1) 就学前児童調査結果

#### ①保護者の就労状況

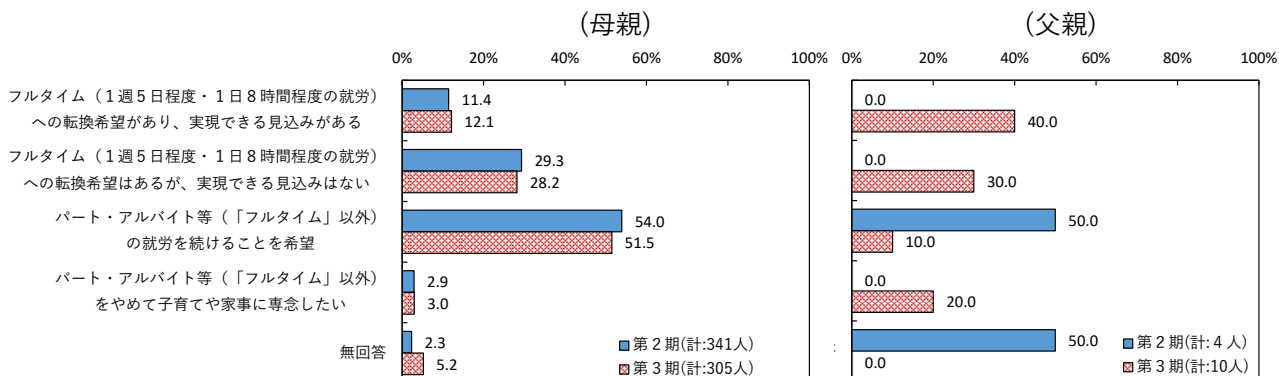
母親の就労状況が、「フルタイムで就労している」が35.4%から39.8%、「パート・アルバイト等で就労している」が25.0%から27.9%に増加しています。



#### ②パート・アルバイト等で就労している方の今後の就労希望

パート・アルバイト等で就労している母親の今後の就労希望は、若干の増減はあるものの概ね第2期計画策定時の調査と同様の傾向で、「パート・アルバイト等続けることを希望」する人が最も多くなっています。

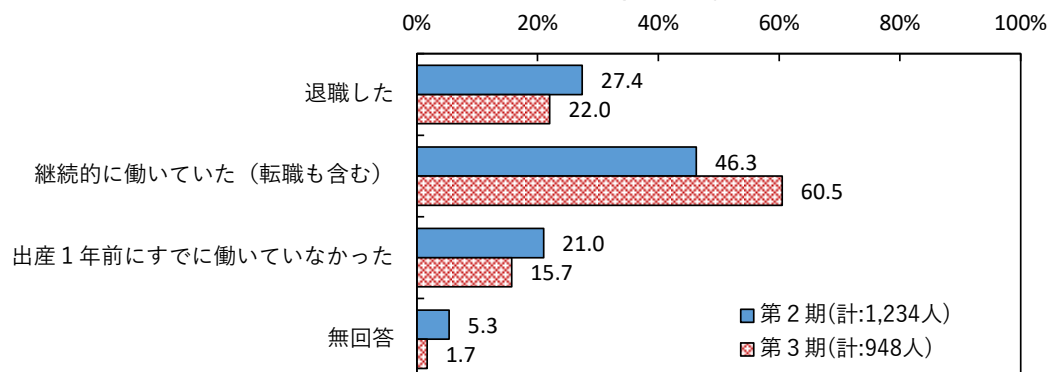
図表 30 フルタイムへの転換希望 (パート・アルバイト等で就労している方)



### ③出産による退職

出産前後で「退職した」が27.4%から22.0%に減少し、「継続的に働いていた」が46.3%から60.5%に増加しています。

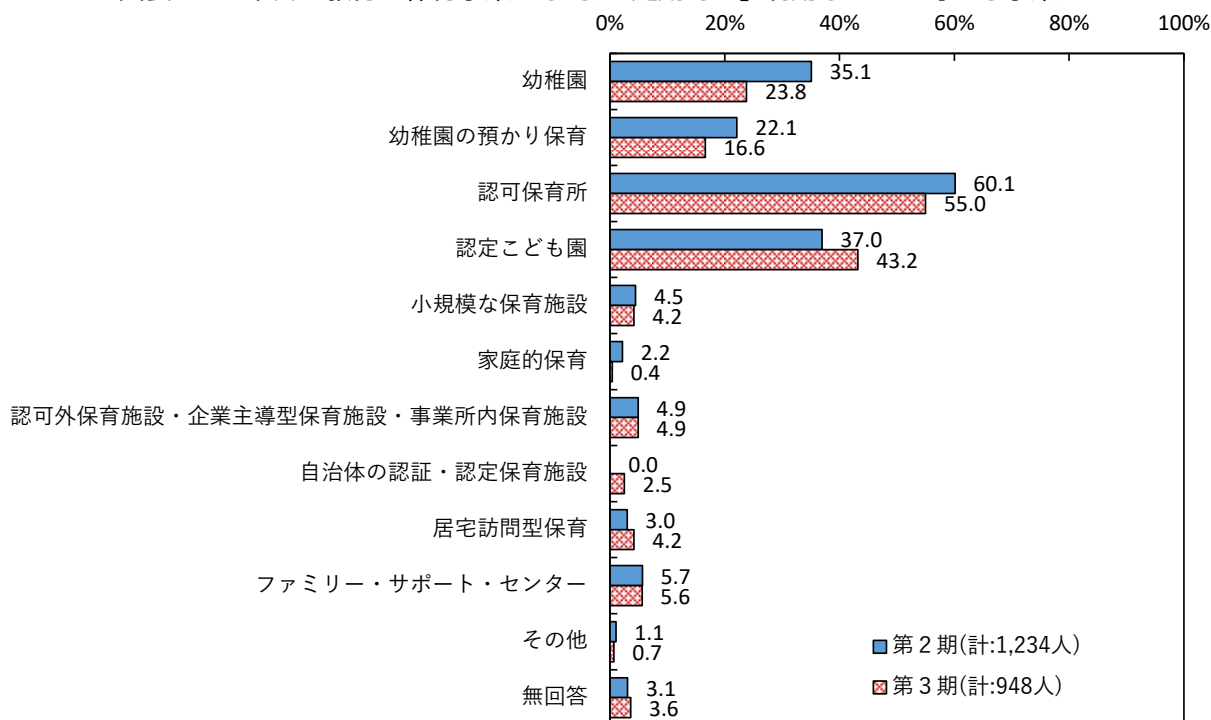
図表 31 出産前後（前後それぞれ1年以内）の就業状況



### ④定期的に利用したいと考える事業

「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」が減少し、「認定こども園」が増加しています。

図表 32 平日の教育・保育事業として、「定期的に」利用したいと考える事業



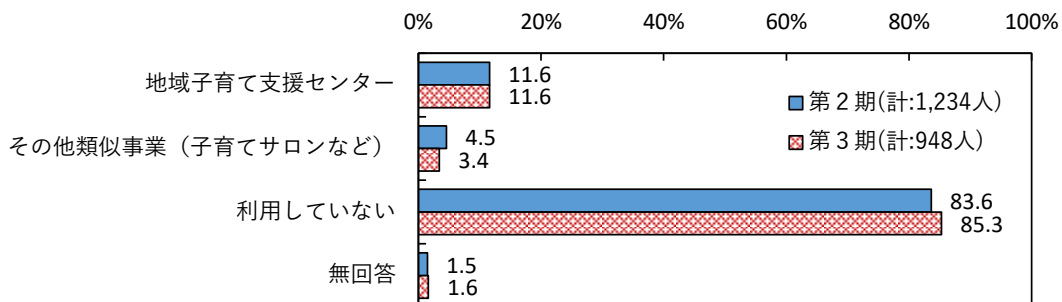


⑤地域子育て支援センターの利用状況

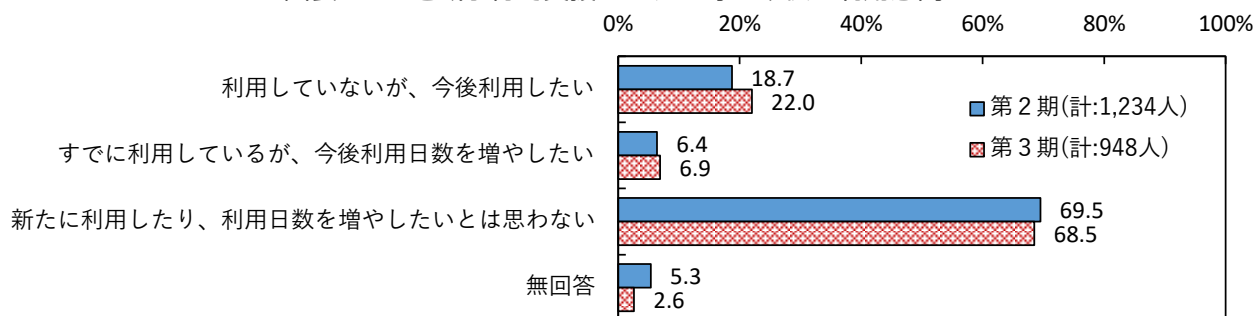
地域子育て支援センターの利用状況は若干の増減はあるものの概ね第2期計画策定時の調査と同様の傾向となっています。

地域子育て支援センターの今後の利用希望は18.7%から22.0%と増加しています。

図表 33 地域子育て支援センターの利用状況



図表 34 地域子育て支援センター等の今後の利用意向

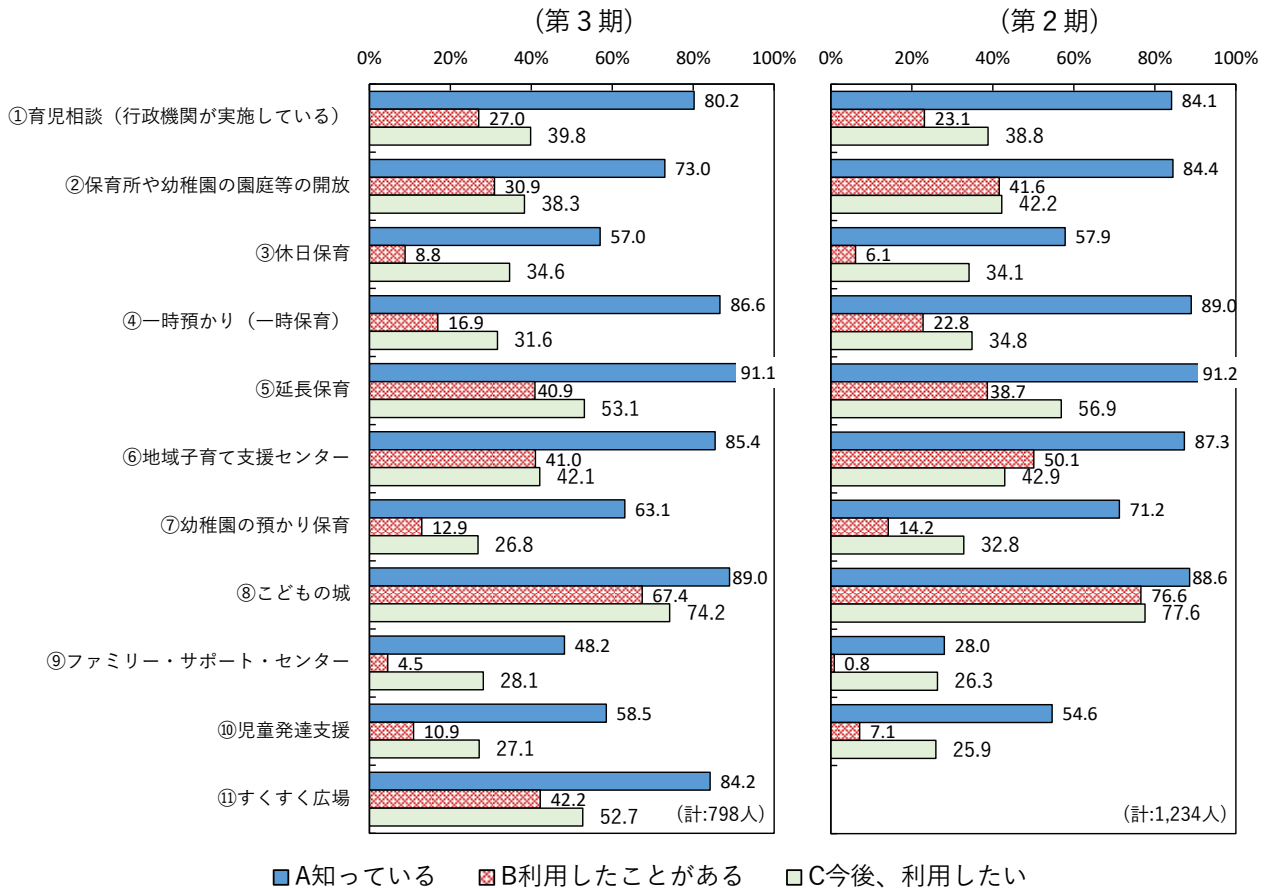


⑥サービス別認知度、利用状況、利用希望

「⑨ファミリー・サポート・センター」について、「A知っている」と回答した人が28.0%から48.2%に増加しています。

「⑪すくすく広場」については「A知っている」が84.2%、「B利用したことがある」が42.2%、「C今後、利用したい」が52.7%となっています。

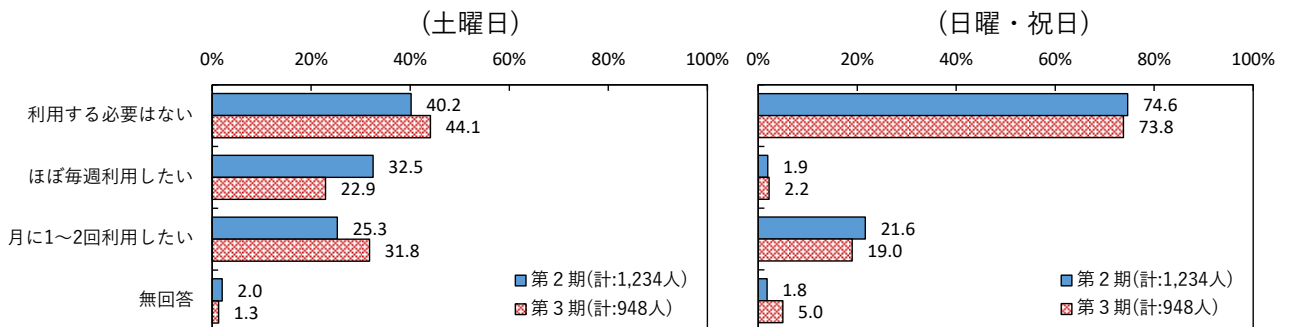
図表 35 サービスの認知度と利用状況、利用意向  
(A：知っている、B：利用したことがある、C：今後利用したい)



⑦定期的な教育・保育事業の利用希望(土曜日、日曜日・祝日)

土曜日の利用希望で、「月に1~2回利用したい」が25.3%から31.8%に増加しています。

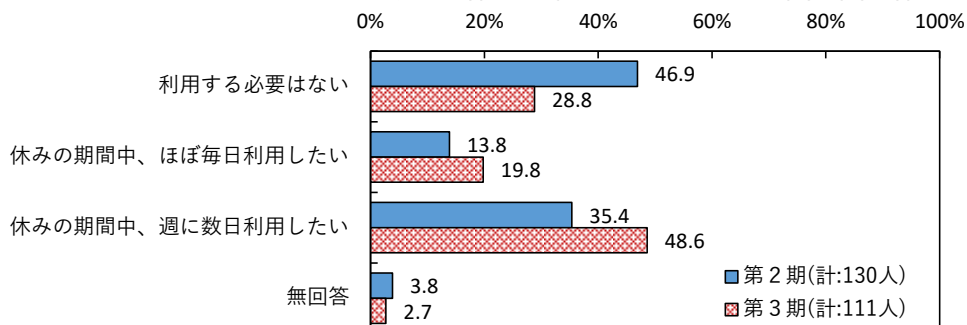
図表 36 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望 (一時的な利用除く)



⑧長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

「利用する必要はない」が減少し、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」「休みの期間中、週に数日利用したい」が増加しています。

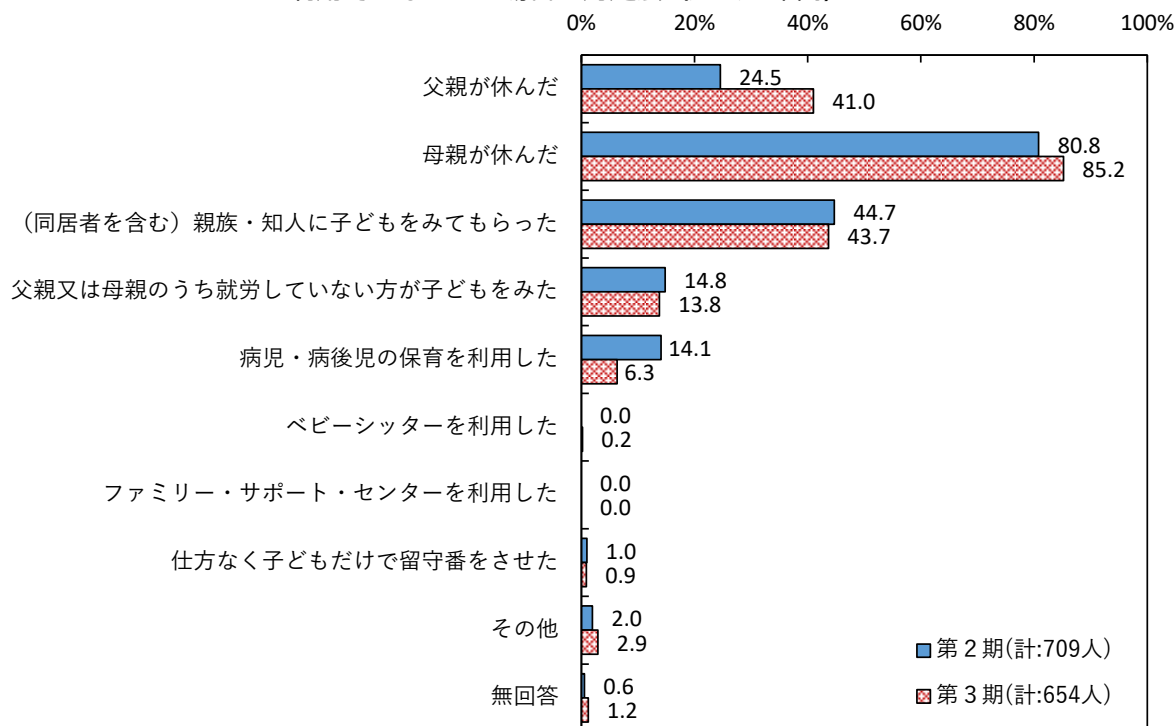
図表 37 夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（幼稚園在園児保護者）



⑨病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法

「父親が休んだ」が24.5%から41.0%、「母親が休んだ」が80.8%から85.2%へ増加しています。

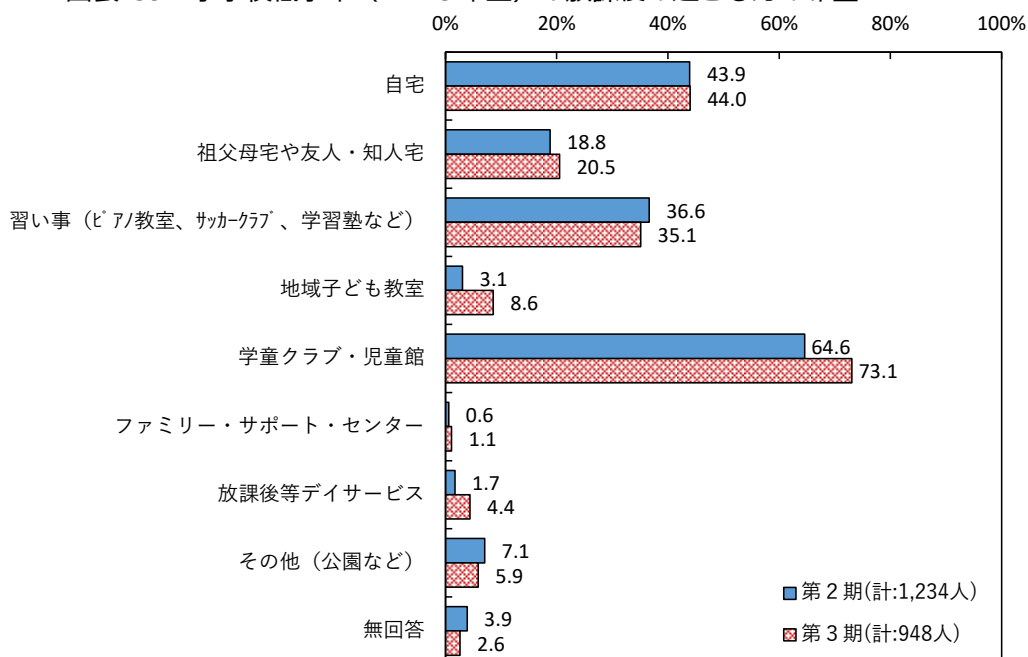
図表 38 子どもの病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処法（過去1年間）



⑩就学後の放課後の過ごし方

「学童クラブ・児童館」が最も多く、64.4%から73.1%に増加しています。

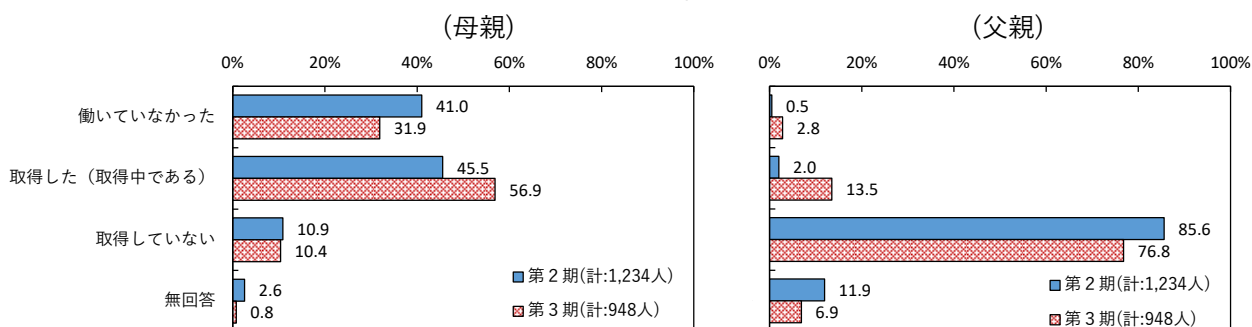
図表 39 小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方の希望



⑪育児休業の取得状況

母親で育児休業を「取得した（取得中である）」が45.5%から56.9%へ増加しています。また、父親で「取得した（取得中である）」と回答した人も2.0%から13.5%へ増加しています。

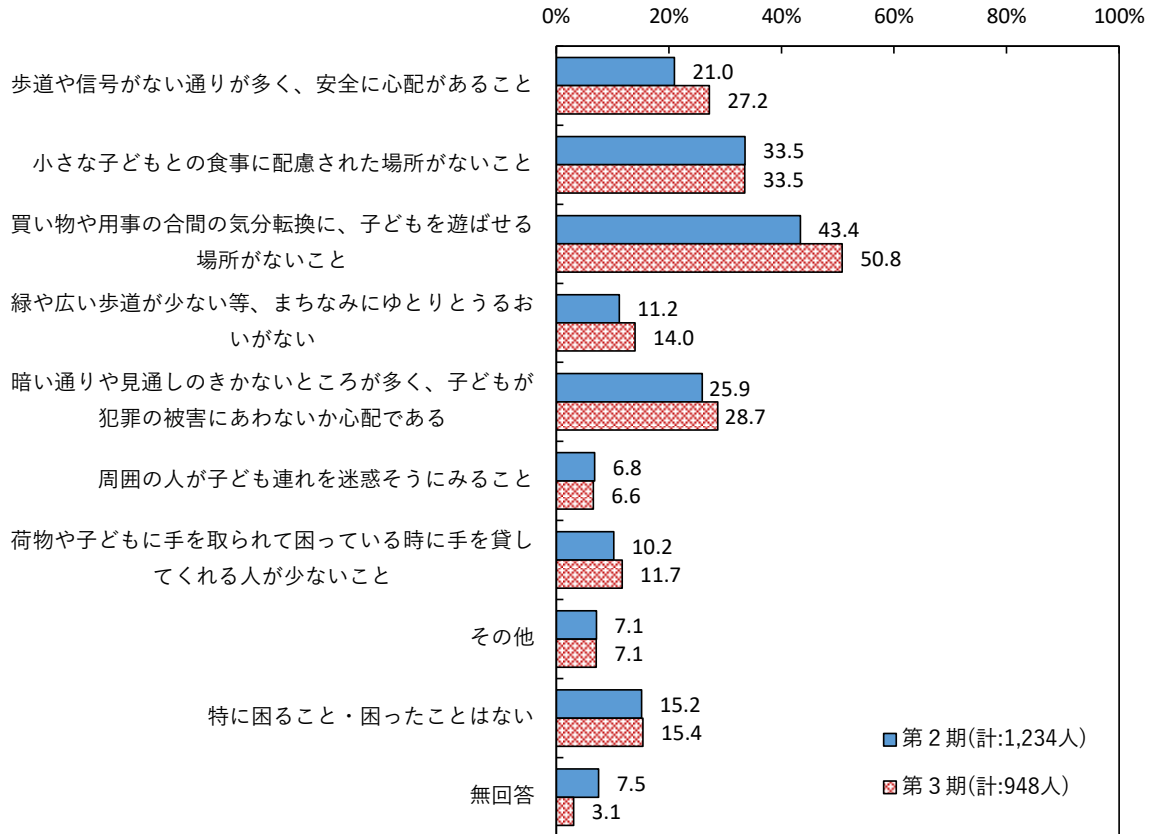
図表 40 両親の育児休業の取得状況



⑫子どもとの外出の際に困ること

「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」、「緑や広い歩道が少ない等、まちなみにゆとりとうるおいがない」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」の割合が高くなっています。

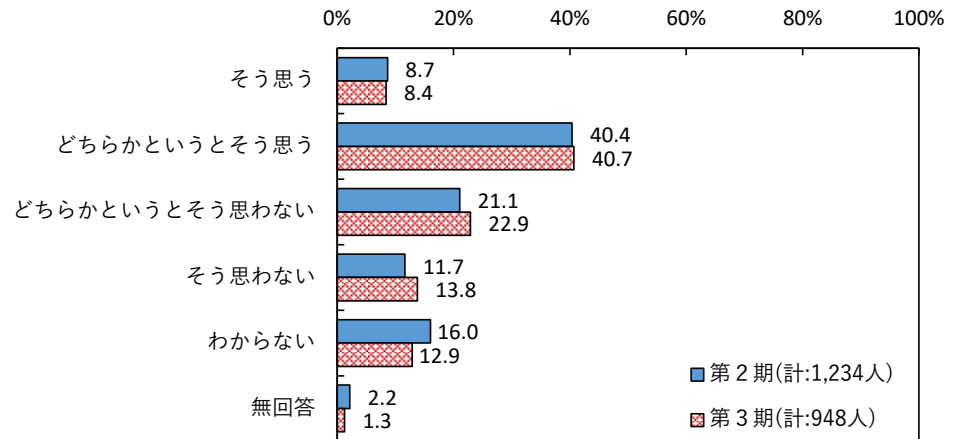
図表 41 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと



⑬諫早市の子育て環境

諫早市は子育てしやすいまちだと思うかとたずねた設問について、「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答した人は、若干の増減はあるものの概ね第2期計画策定時の調査と同様の結果となっています。

図表 42 諫早市は子育てしやすいまちだと思いますか



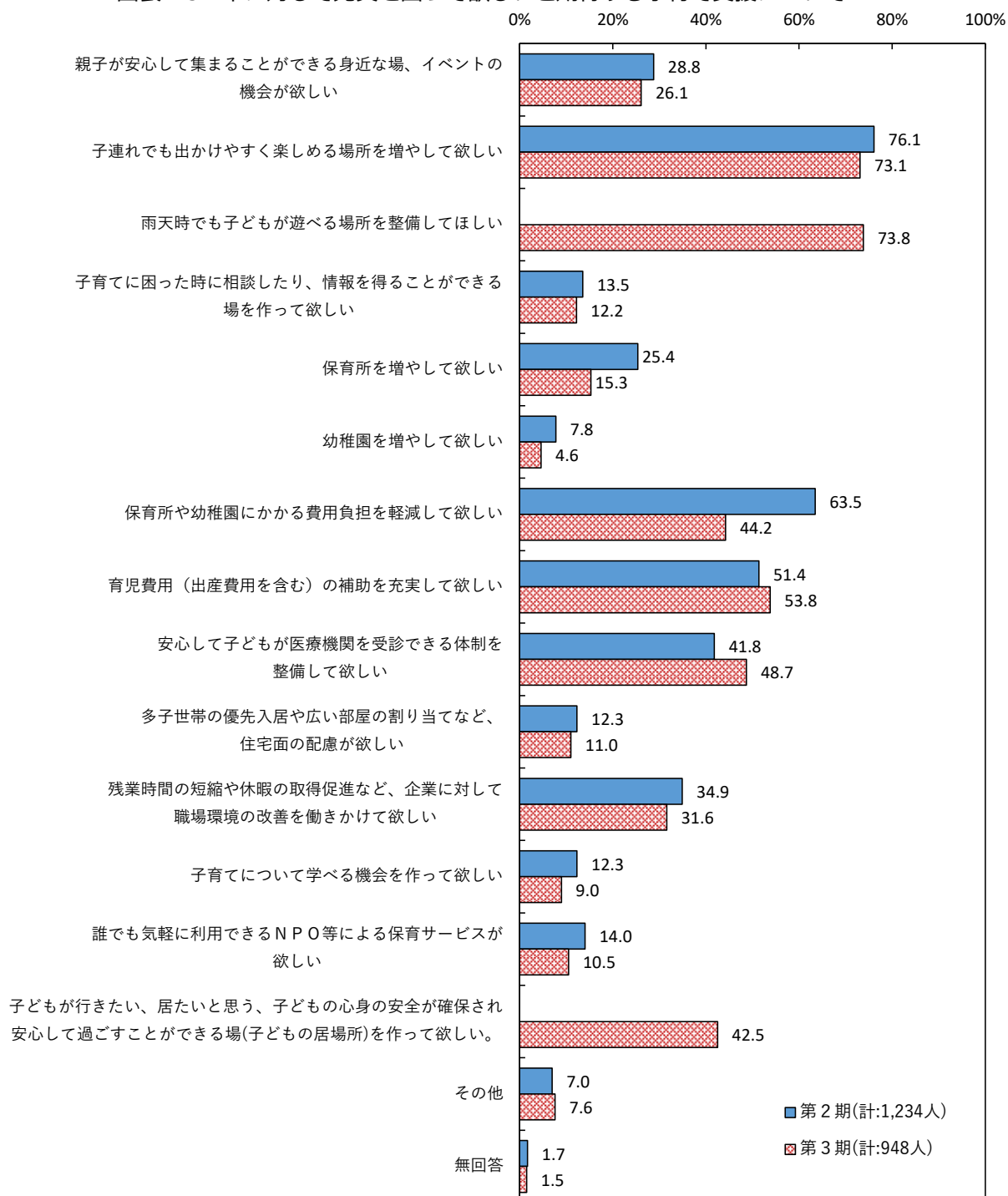
⑭子育て支援に関する市への要望

「雨天時でも子どもが遊べる場所を整備してほしい」が73.8%で最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が73.1%となっています。

また、「育児費用（出産費用を含む）の補助を充実して欲しい」、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備して欲しい」という意見が、第2期計画調査時と比較して増加しています。

「子どもが行きたい、居たいと思う、子どもの心身の安全が確保され安心して過ごすことができる場(こどもの居場所)を作って欲しい。」は42.5%となっています。

図表 43 市に対して充実を図って欲しいと期待する子育て支援について

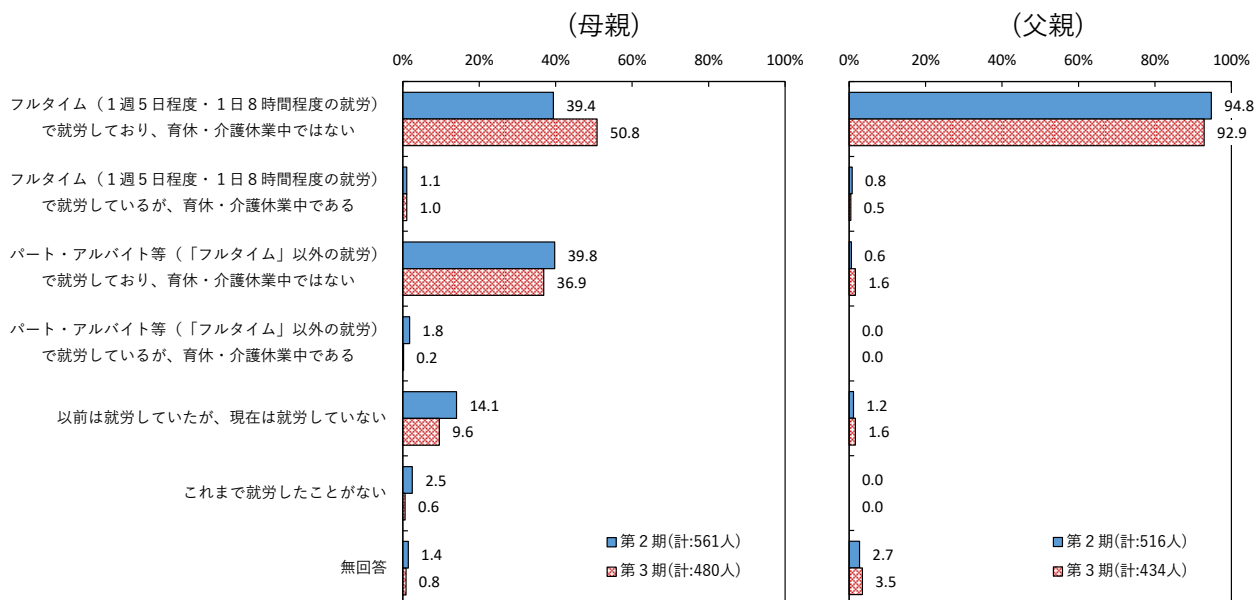


## (2) 小学生調査結果

### ①保護者の就労状況

母親の就労状況について、「フルタイムで就労している」人が増加しています。

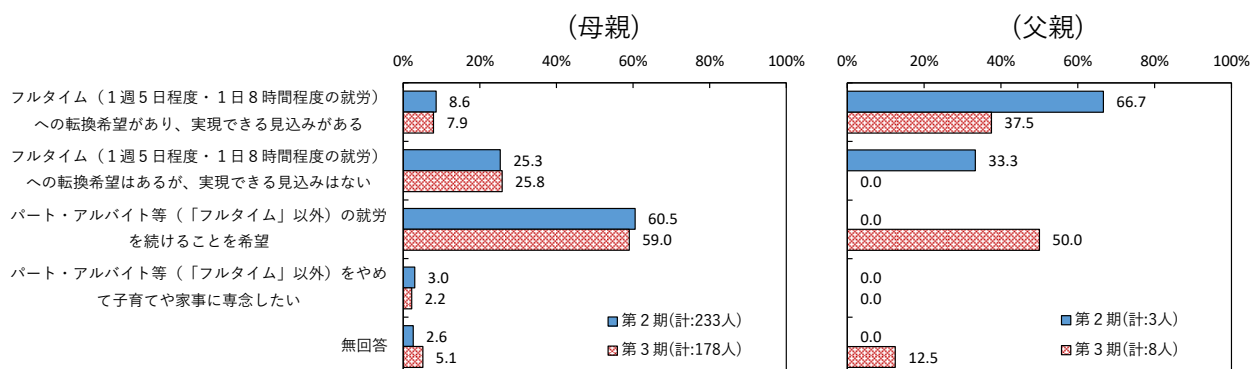
図表 44 保護者の現在の就労状況



### ②パート・アルバイト等で就労している方の今後の就労希望

パート・アルバイト等で就労している母親の今後の就労希望は、若干の増減はあるものの概ね第2期計画策定時の調査と同様の傾向で、「パート・アルバイト等を続けることを希望」する人が最も多くなっています。

図表 45 フルタイムへの転換希望 (パート・アルバイト等で就労している方)

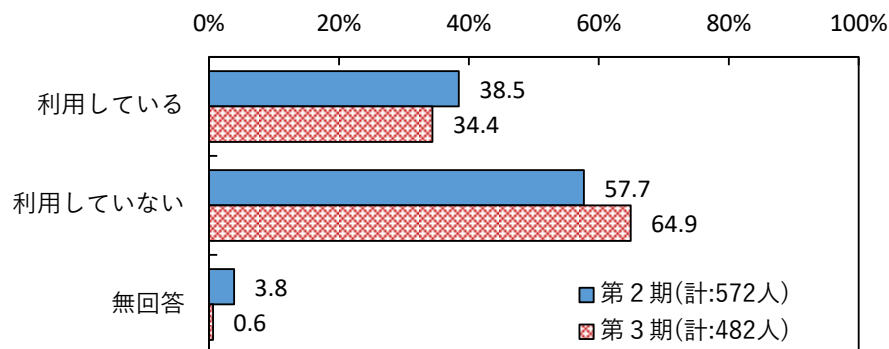




### ③学童クラブの利用状況

学童クラブを「利用している」人の割合は30%台となっています。

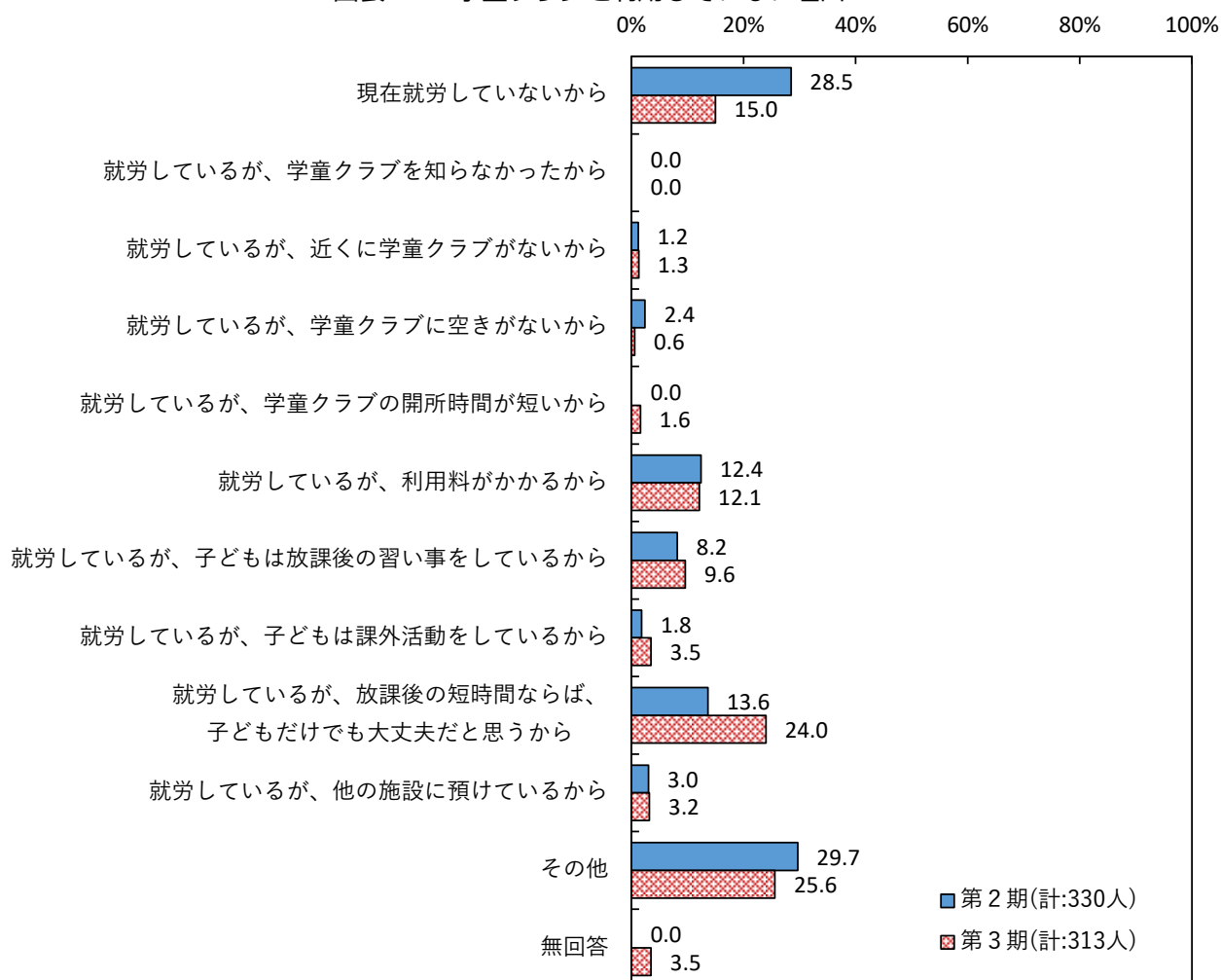
図表 46 学童クラブの利用状況



### ④現在、学童クラブを利用していない理由

現在、学童クラブを利用していない理由として、「現在就労していないから」が28.5%から15.0%に減少し、「就労しているが利用料がかかるから」は横ばいとなっています。

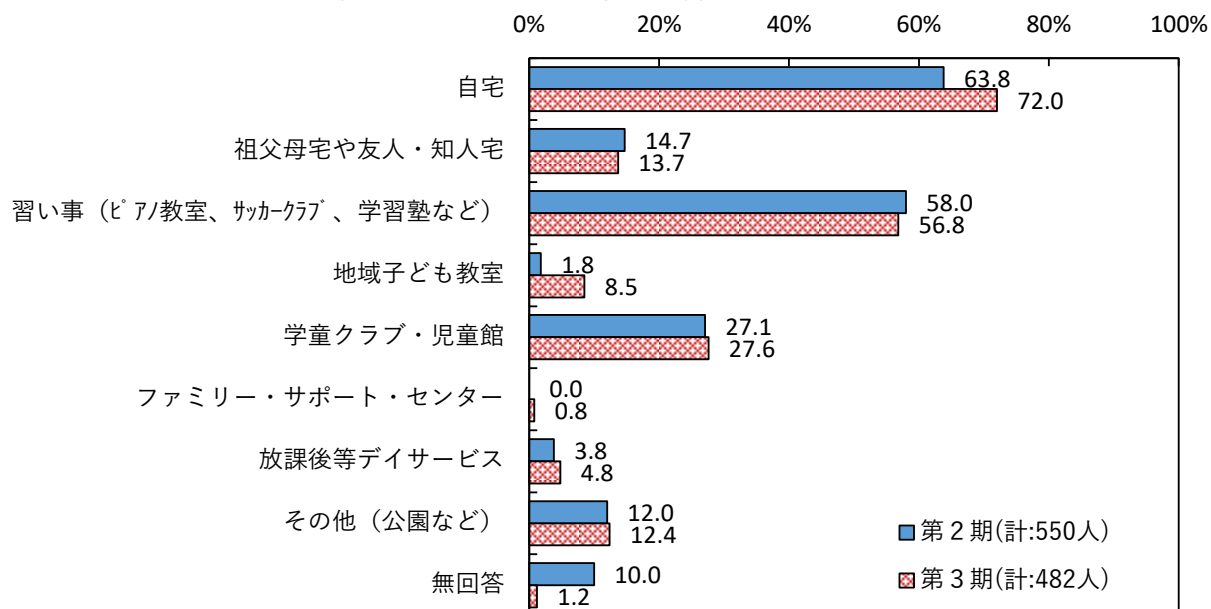
図表 47 学童クラブを利用していない理由



⑤小学校高学年になったときの放課後に過ごす場所

小学校高学年になったときの放課後に過ごす場所として、「自宅」と回答した人が 63.8%から 72.0%に増加しています。

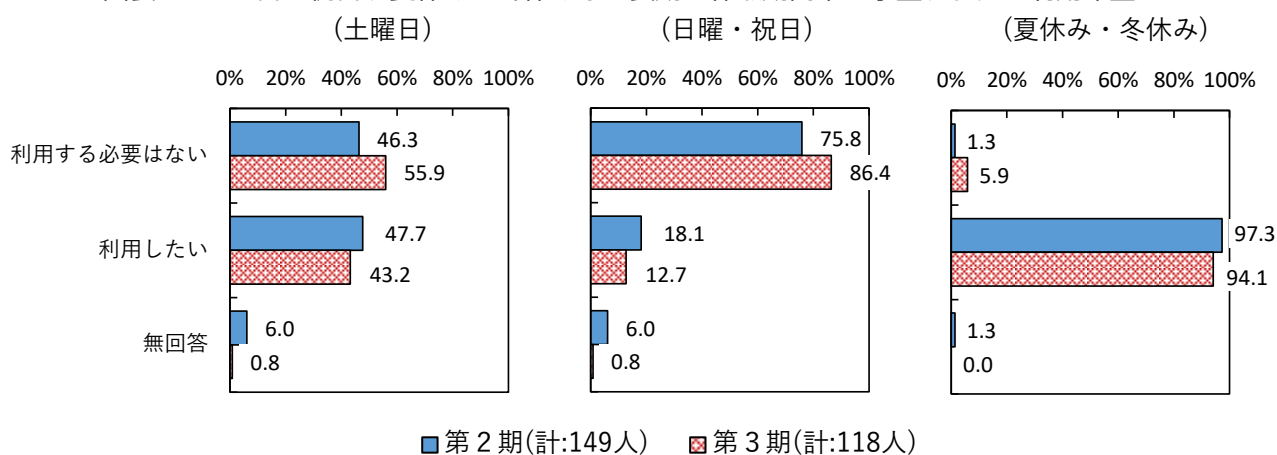
図表 48 小学校高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方の希望



⑥長期休暇中の学童クラブの利用希望

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の学童クラブの利用希望は、依然として多い状況となっています。

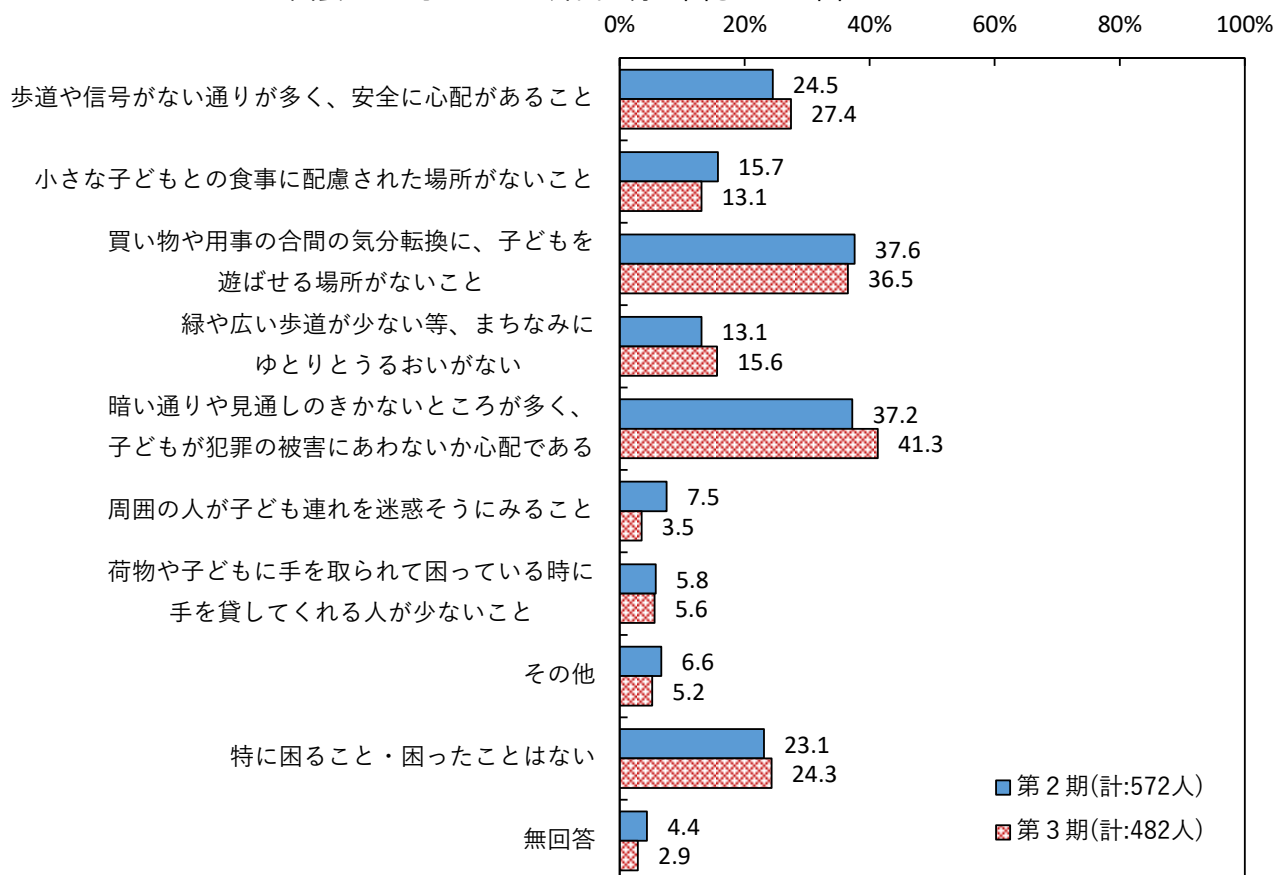
図表 49 土日・祝日や夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の学童クラブの利用希望



⑦子どもとの外出の際に困ること

「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」と回答した人の割合が最も高く、第2期計画策定時の調査と比較して4.1ポイント増加しています。また、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」、「緑や広い歩道が少ない等、まちなみにゆとりとるおいがない」という意見が第2期計画策定時の調査と比較して増加しています。

図表 50 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと

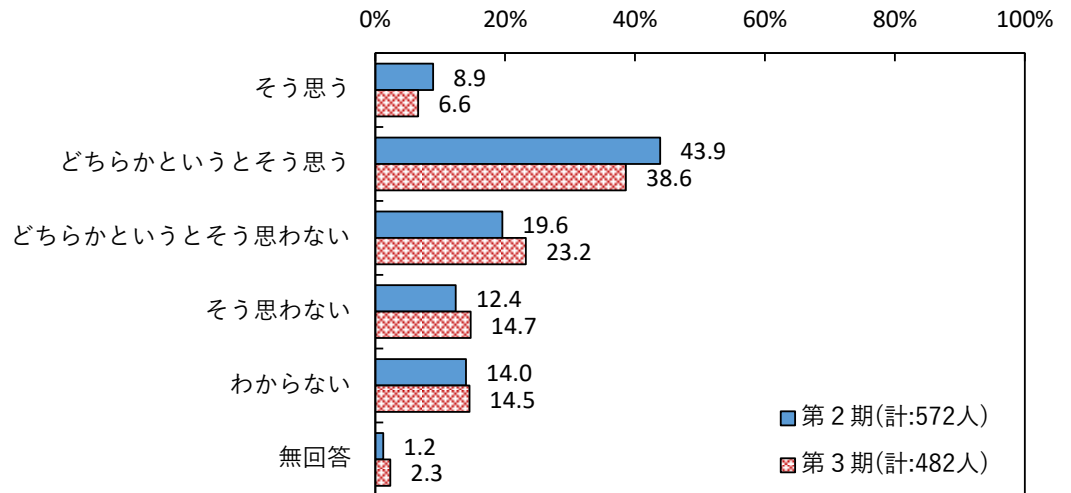


⑧諫早市の子育て環境

諫早市は子育てしやすいまちだと思うかとたずねた設問について、「そう思う」、「どちらかというと思う」と回答した人は、第2期計画策定時の調査から減少しています。

また、「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答した人は増加しています。

図表 51 諫早市は子育てしやすいまちだと思いますか

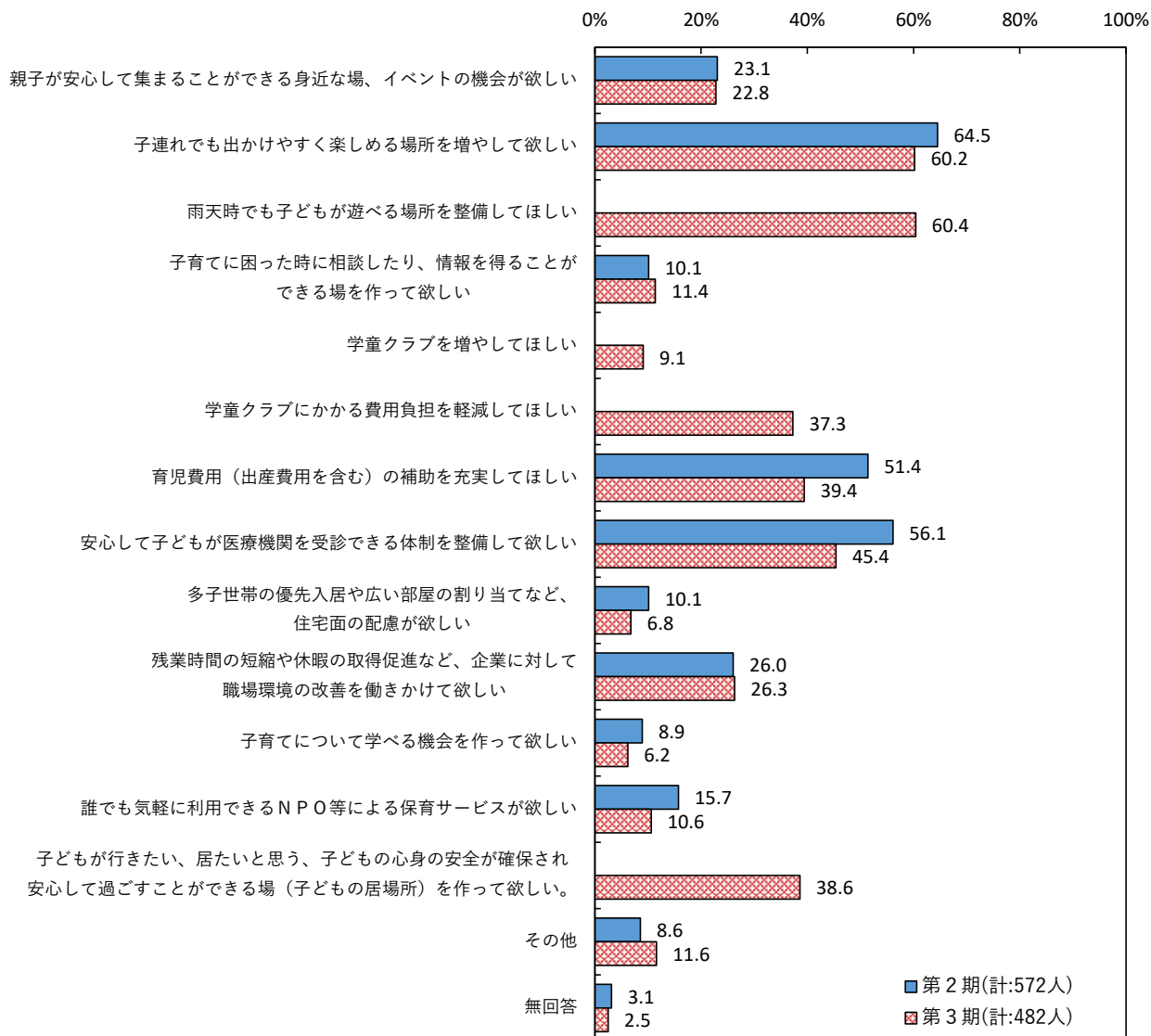


⑨子育て支援に対する市への要望

「雨天時でも子どもが遊べる場所を整備してほしい」が最も多くなっています。

「学童クラブを増やしてほしい」は9.1%、「学童クラブにかかる費用負担を軽減してほしい」は37.3%、「子どもが行きたい、居たいと思う、子どもの心身の安全が確保され安心して過ごすことができる場（こどもの居場所）を作って欲しい。」は38.6%となっています。

図表 52 市に対して充実を図って欲しいと期待する子育て支援について

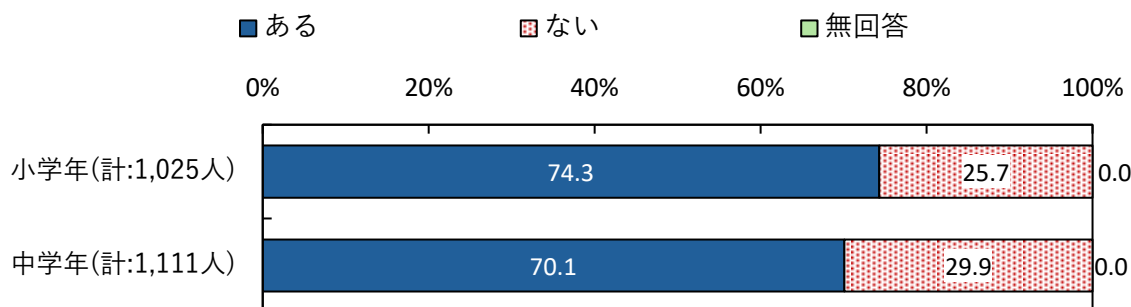


## 10. 諫早市子ども・子育て支援アンケート

### (1) 自分の家や学校、部活動やクラブ活動以外で「ここに居たい」と感じる場所

自分の家や学校、部活動やクラブ活動以外で「ここに居たい」と感じる場所があるかをたずねたところ、小学生の74.3%、中学生の70.1%が「ある」と回答しました。

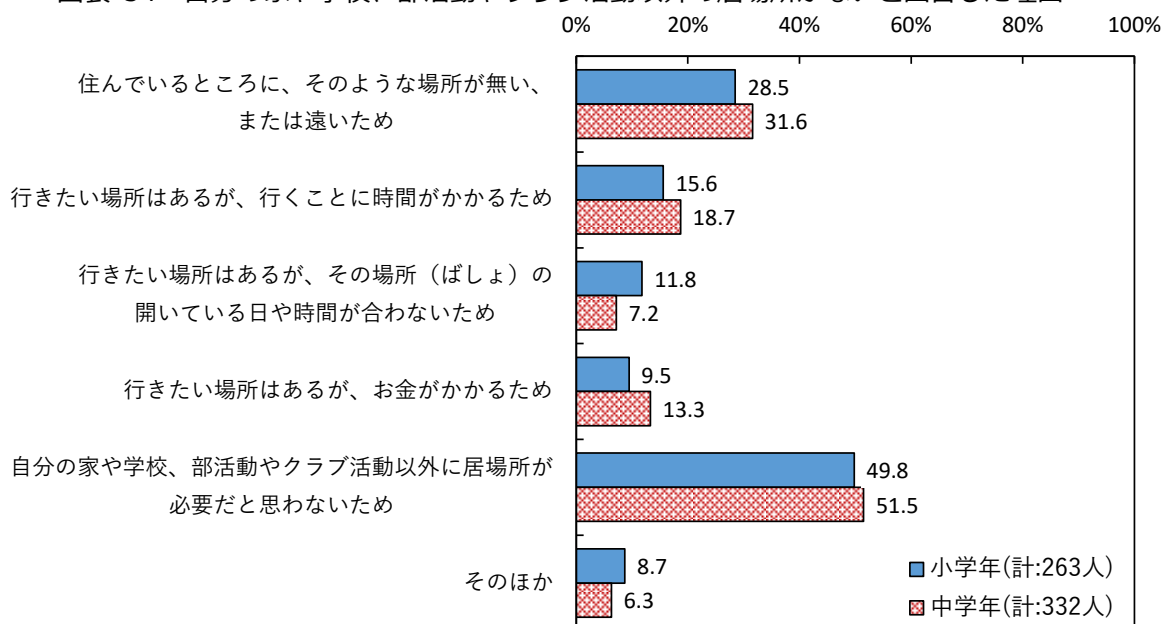
図表 53 自分の家や学校、部活動やクラブ活動以外で「ここに居たい」と感じる場所



### (2) 居場所がないと回答した理由

自分の家や学校、部活動やクラブ活動以外で「ここに居たい」と感じる場所が「ない」と回答した人にその理由をたずねたところ、小学生、中学生ともに「自分の家や学校、部活動やクラブ活動以外に居場所が必要だと思わないため」と回答した人が最も多くなっています。

図表 54 自分の家や学校、部活動やクラブ活動以外の居場所がないと回答した理由

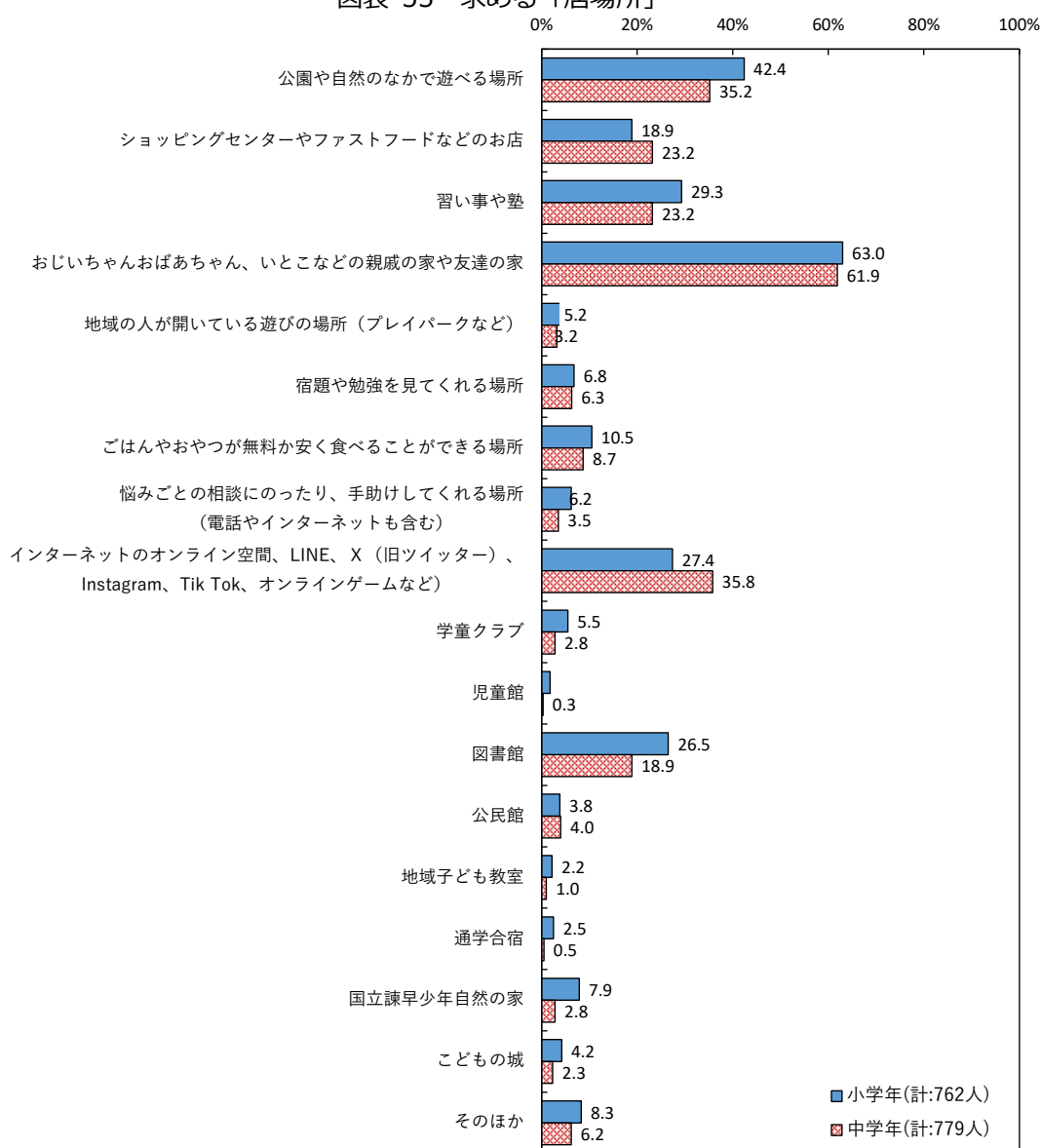


### (3) 求める居場所について

自分の家や学校、部活動やクラブ活動以外で「ここに居たい」と感じる場所が「ある」と回答した人に、どのような場所があるとよいかとたずねたところ、小学生、中学生ともに「おじいちゃんおばあちゃん、いとこなどの親戚の家や友達の家」と回答した人が最も多くなっています。

中学生では、「インターネットのオンライン空間、LINE、X（旧ツイッター）、Instagram、Tik Tok、オンラインゲームなど）」と回答した人が小学生と比較して多くなっています。

図表 55 求める「居場所」

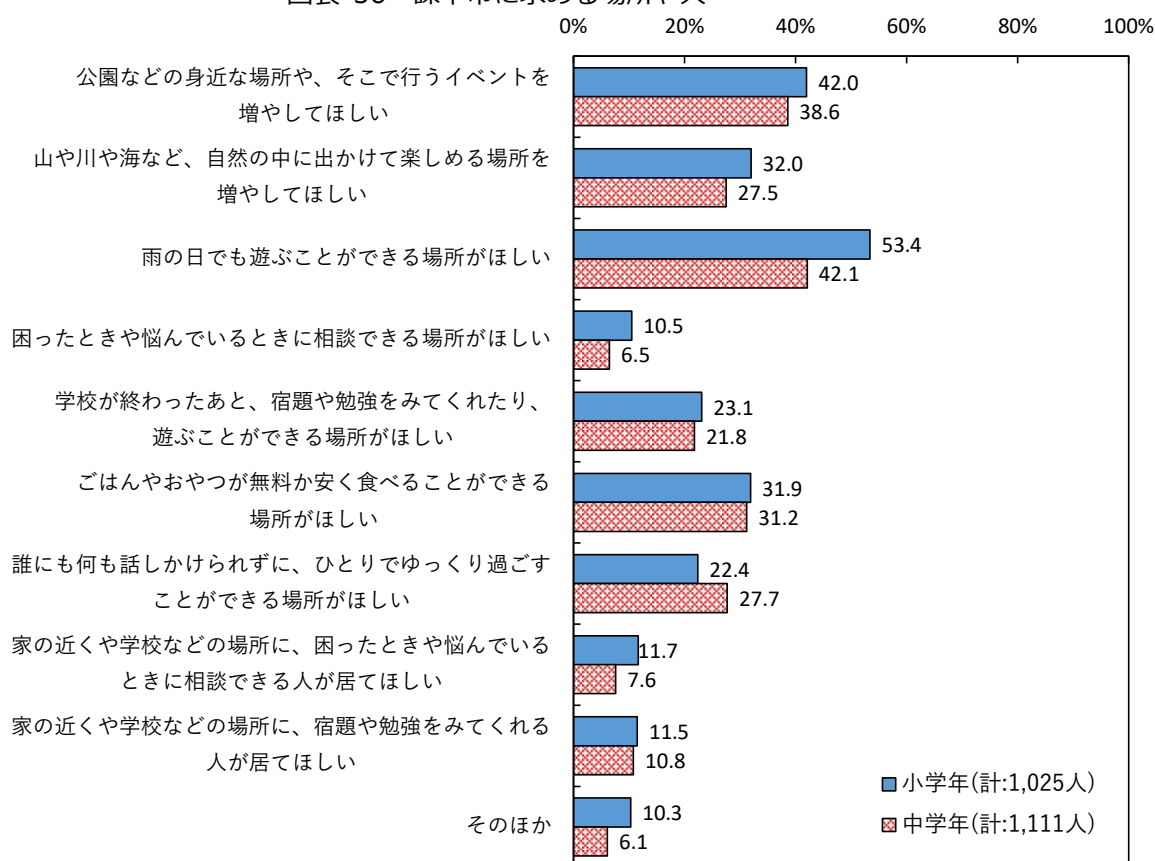


#### (4) 諫早市にあるといいと思う居場所、居てほしい人

諫早市にどのような居場所がほしいと思うか、また、どのような人に居てほしいと思うかについてたずねたところ、小学生、中学生ともに「雨の日でも遊ぶことができる場所がほしい」と回答した人が最も多くなっています。特に、小学生では53.4%が欲しい場所として回答しており、ニーズが高いことがわかります。

また、中学生では、「誰にも何も話しかけられずに、ひとりでゆっくり過ごすことができる場所がほしい」と回答した人が小学生と比較して多くなっています。

図表 56 諫早市に求める場所や人





## 第3章 基本理念及び基本目標

### 1. 基本理念

令和5年12月22日、国は、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。また、令和6年5月31日には、こども政策推進会議において、施策の具体的内容について定めた「こどもまんなか実行計画」が決定されました。

本市では、「第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育サービスの整備やその他各種子育て支援を推進してきました。

本計画は、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障できる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを目的としています。この目的達成のため、第2期計画の理念を受け継ぎ、「健やかな子どもを育む『子育て・子育て支援のまち』いさはや」を基本理念に掲げるとともに、「こども大綱」及び「こどもまんなか実行計画」を十分踏まえて計画を推進していきます。

[基本理念]

健やかな子どもを育む「子育て・子育て支援のまち」いさはや

### 2. 基本目標

第2期諫早市子ども・子育て支援事業計画は、下記に挙げる3項目の基本目標を掲げ推進しました。第3期計画では、第2期計画の体系を踏襲しつつ、子どもと子育て家庭を取り巻く課題を、行政、地域社会がより一体となって解決していきます。

[基本目標]

- ・ 健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくり（子どもへの視点）
- ・ 安心して産み育てることができるまちづくり（家庭（親）への視点）
- ・ 地域社会で子育てを支えるまちづくり（社会の視点）

### 3. 施策の体系

【基本理念】

健やかな子どもを育む「子育て・子育て支援のまち」いさはや

【基本目標】

- 健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくり（子どもへの視点）
- 安心して産み育てることができるまちづくり（家庭（親）への視点）
- 地域社会で子育てを支えるまちづくり（社会の視点）

【基本施策1】

幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援

【基本施策2】

子どもの成長に合わせた子育て支援

【基本施策3】

子育て家庭の親に対する支援

【基本施策4】

地域社会で取り組む子育て活動の充実

【基本施策5】

支援が必要な子どもと家庭のための支援

- (1) 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善
- (2) 地域子ども・子育て支援事業
- (3) ニーズに応じた子育て支援の実施

- (1) 切れ目のない保健・医療の提供
- (2) 子どもの誕生前から幼児期までの支援
- (3) 学童期・思春期・青年期への支援

- (1) 子育て情報の提供及び相談支援
- (2) 親子で取り組む子育て・子育て支援
- (3) 子育て家庭への経済的な支援
- (4) 仕事と育児の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

- (1) 地域のボランティアなどによる支援
- (2) 地域子ども教室との連携
- (3) 安全・安心のまちづくり

- (1) 障害のある子ども等への支援
- (2) 子どもの権利を擁護するための支援
- (3) 関係機関との連携による支援

## 第4章 施策の展開

### 基本施策1 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的としています。この目的を達成するために、子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業などを実施することとされています。

諫早市は、一人ひとりの子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域子ども・子育て支援事業を実施するとともに、その他の子ども・子育てを支援します。

#### (1) 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケートの結果により把握した利用希望などを踏まえ、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善を図るため、教育・保育提供区域を設定し、地域ニーズに対応した適正な供給体制の確保を図ります。

また、施設設備等による環境改善と併せて、幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験は重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ります。

取組	内容
時間外保育事業	保育認定を受けた、子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の時間において、認定こども園や保育所等を実施する事業です。
一時預かり事業	家庭で一時的に保育が困難となった場合に保育所等において子どもを一時的に預かる事業です。
教育・保育の質の向上	幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者が連携し、子ども一人ひとりにとって有益となるように、保育所・小学校の連携強化に努めます。また、幼児教育・保育の質の向上に向けて、職員の資質向上に向けた研修等の充実に努めます。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

本市では、教育・保育サービスの提供、質の向上とあわせて、子どもや子育て家庭を支援するための様々な事業を実施しています。事業の利用実績やアンケートの結果により把握した利用希望などを踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ります。

取組	内容
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子の交流・育児相談、情報の提供などを行う事業です。諫早市内に現在7か所の子育て支援センターがあり、利用者のニーズを把握しながら子育て支援の拠点として事業を推進していきます。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。諫早市では、妊婦に対し14回の健診を行っており、今後も引き続き妊婦が安心して出産できるよう事業を推進していきます。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、保護者の様々な不安や悩みを聞き、適切な助言を行い、子育ての孤立化を防ぐことを目的とする事業です。諫早市では、現在も母子保健推進員などが対象となるすべての子育て家庭を訪問し、事業を行っており、子育て家庭の孤立化を防ぐため、今後も引き続き事業を推進していきます。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。諫早市では、現在も事業を行っておりますが、今後は、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）とも連携し、子どもの適切な養育環境の確保を実施します。
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由や仕事その他の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、養育・保護を行う事業です。宿泊を伴うショートステイと平日の夜間又は休日に不在となった場合に行うトワイライトステイがあります。諫早市では現在3つの施設に事業を委託しており、今後も引き続き事業を実施します。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の一時的な預かりや保育所などへの送迎等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、これらの援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。諫早市では令和2年度から事業を開始しており、子育て家庭の多様なニーズへの対応を図ることを目的として、今後も引き続き事業を推進していきます。

取組	内容
一時預かり事業	一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。諫早市では、現在、保育所、認定こども園、幼稚園（施設型給付）等において一時預かり事業を実施しており、今後も、保護者のニーズに適切に対応した事業の実施に努めます。
延長保育事業	延長保育事業は、認定こども園、保育所を利用している子どもについて、通常の保育時間以外の時間において保育を実施する事業です。諫早市では、現在、保育所において事業を実施していますが、今後も保護者のニーズに適切に対応した事業の実施に努めます。
病児保育事業	病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもについて、家庭での保育が困難なときに、医療機関などの専用スペースで一時的に保育を行う事業です。諫早市では、現在2つの医療機関において事業を実施していますが、今後も保護者のニーズに適切に対応した事業の実施に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。諫早市では、令和7年度現在市内小学校26校区のうち、送迎を含め25の校区で事業を実施しています。今後は全校区での事業の実施に努めるとともに、校区ごとのニーズ量に適切に対応していきます。 放課後児童健全育成事業は、諫早市が制定した設備と運営に関する基準条例に基づく適切な運営がされています。放課後児童クラブごとの児童の定員や施設の面積など条例で定めた基準を遵守など、児童の健全育成のための環境の整備に努めます。
副食費の実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園の給食代のうち、一定の条件を満たす世帯の児童に対する副食費（おかず代）に対する助成を行い、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減を図ります。
認定こども園特別支援教育・保育事業	健康面や発達面において特別な支援が必要な1号認定の子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所がないと感じる子どもに安心できる居場所を提供し、子どもや家庭が抱える様々な課題に対し、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談、食事の提供等を行うとともに、関係機関へつなぐなどの支援を行います。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。
乳児等通園支援事業	保育所等に通っていない児童（0歳6か月～満3歳未満）を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度を実施します。
産後ケア事業	心身の不調や育児不安があり、産後ケアを必要とする方に対し、産科医療機関における短期入所型や通所型、訪問型で、休養しながら母子の心身のケアや授乳指導・育児指導などを実施します。

### (3) ニーズに応じた子育て支援の実施

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、また、保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、子ども一人ひとりのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを支えるという考え方に転換していく必要があります。

教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業と併せて、子どもの健やかな成長と子育て世帯へのための様々な支援の充実に努めます。

取組	内容
休日保育（ホリデイ保育）事業の実施	休日（日曜、祝日）や年末（12月29日、30日）に保育を実施し、保護者の就労支援を行っています。今後も保護者のニーズを見ながら実施していきます。
子育てほっと週間の推進	諫早市保育会の主催で、園庭開放や独自メニューを実施しています。
関係機関等との連携・協働の推進	関係機関との連携・協働を図り、子どもが健全に成長するための施策の実施に努めます。



## 基本施策2 子どもの成長に合わせた子育て支援

妊娠・出産・産じょく期の女性に対する支援は、良好な母子の愛着形成を促進していくものであり、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理ができるよう、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制の下、適切な支援を行うことによって、妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するとともに、子どもの成長段階にあわせた適切な支援を実施していきます。

### (1) 切れ目のない保健・医療の提供

安心して子どもを産み、ゆとりを持って育てるためには、切れ目のない保健・医療の提供が基盤であり、生涯を通じた健康のためにも重要なことです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ安心してできるよう、妊娠期から子育て期までの継続した切れ目のない支援を目指します。

取組	内容
切れ目ない乳幼児への保健対策の実施	子どもの順調な成長、発達を促すためには、病気や発達の遅れを早期に発見し、適切な治療や訓練などを行うことが非常に重要です。乳幼児の健康の保持増進・発達支援のために、乳幼児健康診査の受診率向上や内容の充実を図ります。また、感染症に関する情報提供を行うとともに、予防接種の接種率の向上など感染症予防に努め、子どもの健やかな成長を支援します。
歯の健康づくりの支援	歯の健康は、乳幼児期、学童期のみならず、妊娠期や成人期にとっても重要な問題です。このため、各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、口腔衛生における知識の普及やかかりつけ歯科医の重要性など、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。また、県の「歯なまるスマイルプランⅢ」に基づく歯科疾患予防対策を推進し、幼稚園・保育所等において実施するフッ化物洗口を支援します。
小児救急医療体制の充実	諫早市では、医師会など関係機関の協力により、休日の体制充実を図るとともに、夜間における小児救急患者へ対応するため「諫早市準夜診療センター」を開設しています。今後も引き続き休日や夜間での小児医療体制を充実し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
さまざまな人たちとふれあう機会の推進	同年齢や異年齢による交流・ふれあいにより、子どものこころの成長を支援するため、小学校前から思春期の子どもに対して、学校教育や社会教育、地域活動などさまざまな機会をとらえ、交流機会の充実を図ります。また、常日頃から、子どもたちが高齢者や障害のある人とふれあうことにより、互いを認め合い、人を思いやる心の醸成やノーマライゼーションの普及並びに福祉意識の向上に努めます。



## (2) 子どもの誕生前から幼児期までの支援

妊婦の母体および胎児の健康を確保し、安全に出産を行うためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。子どもの誕生前から幼児期までの健康の保持増進に向けた必要な支援の提供に努めます。

取組	内容
妊娠中の親に対する啓発	妊娠中の適切な体重増加などの健康管理や禁煙・禁酒の重要性、胎児の発育に必要な栄養摂取についての知識の普及や若い女性の不必要なダイエットの防止などの啓発に努め、安心安全な出産の推進を図ります。
妊娠・出産、子育てにかかる相談体制の充実	保健師や助産師が行う妊産婦訪問や養育支援訪問、母子保健推進員が行う乳児全戸訪問、妊婦・乳幼児の来所相談や電話相談など、妊娠期から切れ目ない相談体制の充実を図ります。
妊娠期における喫煙等の危険性の啓発	喫煙は早産や低出生体重、乳幼児突然死症候群、気管支炎、気管支喘息等の原因となるほか、たばこの誤飲、誤食等などの事故にもつながりかねません。これらの事故を防ぐため、喫煙等の害についての知識を普及させ、喫煙の防止、禁煙・分煙の重要性等の啓発に努めます。
産後ケア事業	心身の不調や育児不安があり、産後ケアを必要とする方に対し、産科医療機関における短期入所型や通所型、訪問型で、休養しながら母子の心身のケアや授乳指導・育児指導などを実施します。
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査において、身体面及び精神面の疾病や異常の早期発見に努めます。
母子保健推進員の育成・支援	地域で安心して子育てができるように、現在、小学校区毎に担当の母子保健推進員が活動しています。母子保健推進員の後継者となる人材把握、育成も行い、切れ目ない活動の充実を行います。
母子等の居場所の確保	乳幼児やその保護者が安全で安心して過ごせる居場所として、キッズスペース（こどもの居場所）などの確保を図ります。

## (3) 学童期・思春期・青年期への支援

学童期は、学業や社会性の発達が重要な時期です。家庭で過ごす時間が減り、学校や同年代の子どもたちと過ごす時間が多くなることで、幼児期から学童期への環境の変化により、いわゆる「小1プロブレム<sup>※2</sup>」のような問題が顕在化するケースもあります。また、学童期後期では、多くの子に第二次性徴が現れ、身体的な変化とあわせて精神面にもさまざまな変化が訪れるなど、心身ともに不安定になりやすい時期です。

青年期前期から始まる思春期は、子どもから大人へと成長していく時期です。家庭や学校、友人関係を通じて家庭の中から社会の中へと成長していく中で、自己の確立が進む時期でもあり、心身の発達と環境の変化により、不安定な状態になりやすくなります。飲酒や喫煙などの問題行動をはじめ、引きこもりや不登校など、思春期における問題は深刻かつ多様化していますが、社会的な孤立がこのような問題を引き起こすきっかけにもなりかねません。

※2 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。子どもが社会性を十分身につけることができないまま小学校に入学することにより、精神的にも不安定さを持ち、周りの児童との人間関係をうまく構築できず集団生活になじめないことなどが要因となる。

学童期から思春期の子どもへの支援には、様々な経験や交流を通じて子ども自身の社会性や道徳観をはぐくむとともに、家庭と学校、その他関係機関が連携した多様な支援や居場所づくりに努めます。

取組	内容
さまざまな人たちとふれあう機会の推進【再掲】	<p>同年齢や異年齢による交流・ふれあいにより、子どものこころの成長を支援するため、小学校前から思春期の子どもに対して、学校教育や社会教育、地域活動などさまざまな機会をとらえ、交流機会の充実を図ります。</p> <p>また、常日頃から、子どもたちが高齢者や障害のある人とふれあうことにより、互いを認め合い、人を思いやる心の醸成やノーマライゼーションの普及並びに福祉意識の向上に努めます。</p>
自然や地域の社会資源を活用した多様な体験活動の充実	<p>海や山などの自然環境の中で様々な体験をすることは、子どもの健やかな成長にとって大変重要なことです。このため、海、山などに囲まれた豊かな自然環境や、こどもの城、国立諫早青少年自然の家など社会資源を有効に活用し、自然体験や自然学習、農林漁業体験、花づくり、動植物とのふれあいなど多様な体験活動や学びの機会の提供を充実します。</p>
喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険性について啓発強化	<p>学校、家庭、地域の連携により、思春期の子どもに対して、喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険性の啓発を強化します。</p>
子どもの居場所の確保	<p>放課後児童クラブや地域子ども教室の実施、こどもの城での活動などにより、放課後や休日の児童が安心できる居場所を確保、及び必要な設備の設置や維持を図ります。</p> <p>また、全ての子どもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる総合的な放課後対策の推進に努めます。</p>

### 基本施策3 子育て家庭の親に対する支援

本市における世帯数は一貫して増加傾向にある一方、一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあることから、単身世帯や核家族世帯が増加していることが考えられます。

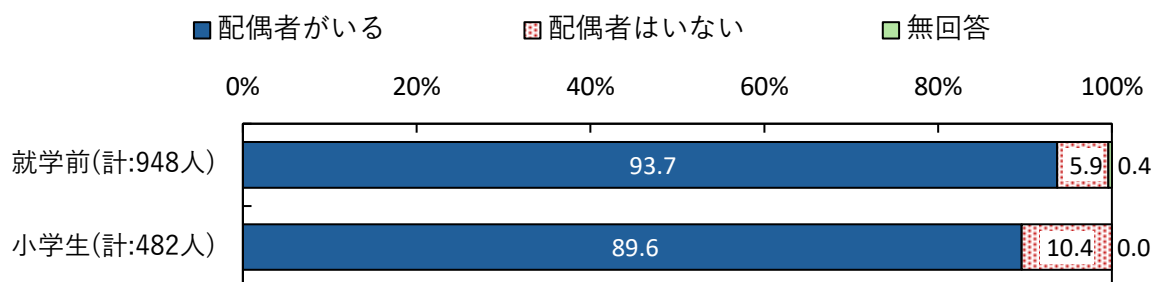
また、アンケート結果からは、就学前児童の5.9%、小学生の10.4%はひとり親家庭であることが分かっています。

少子化や核家族化の進展、地域における関係の希薄化等の社会環境の変化の中で、子育て中の親は孤立しやすい環境にあると言えます。

困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが子ども・子育て家庭の孤立を防ぐとともに、何か困ったことが起こっても何とかできるという安心感につながります。

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで、すべての人が子育てしやすいと実感できるまちを目指します。

図表 57 配偶者の有無



#### (1) 子育て情報の提供及び相談支援

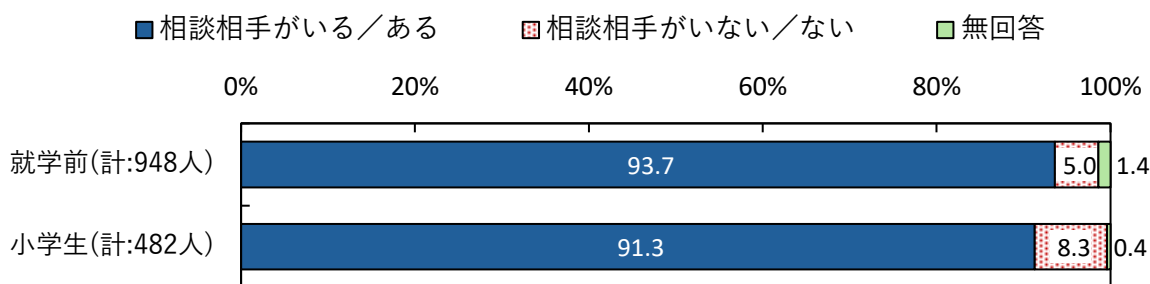
アンケート結果によると、ほとんどの人が子育てをするうえで、気軽に相談できる相手・場所が「相談相手がいる／ある」と答えている一方、就学前保護者の5.0%、小学生保護者の8.3%が「相談相手がない／ない」と回答しています。

また、子育てに関する相談相手について「配偶者」、「親族(親、きょうだいなど)」、「隣近所の人、知人、友人」と回答する人が圧倒的である一方で、子育てに関する悩みや不安の相談先として「市役所や市の機関」、「地域子育て支援センター」などの公的機関を挙げる人は相対的に低くなっています。この結果から、周囲に配偶者がいないひとり親家庭や、親族と同居していない核家族世帯、隣近所と十分な関係性を築けていない世帯は地域で孤立しやすいことが考えられます。

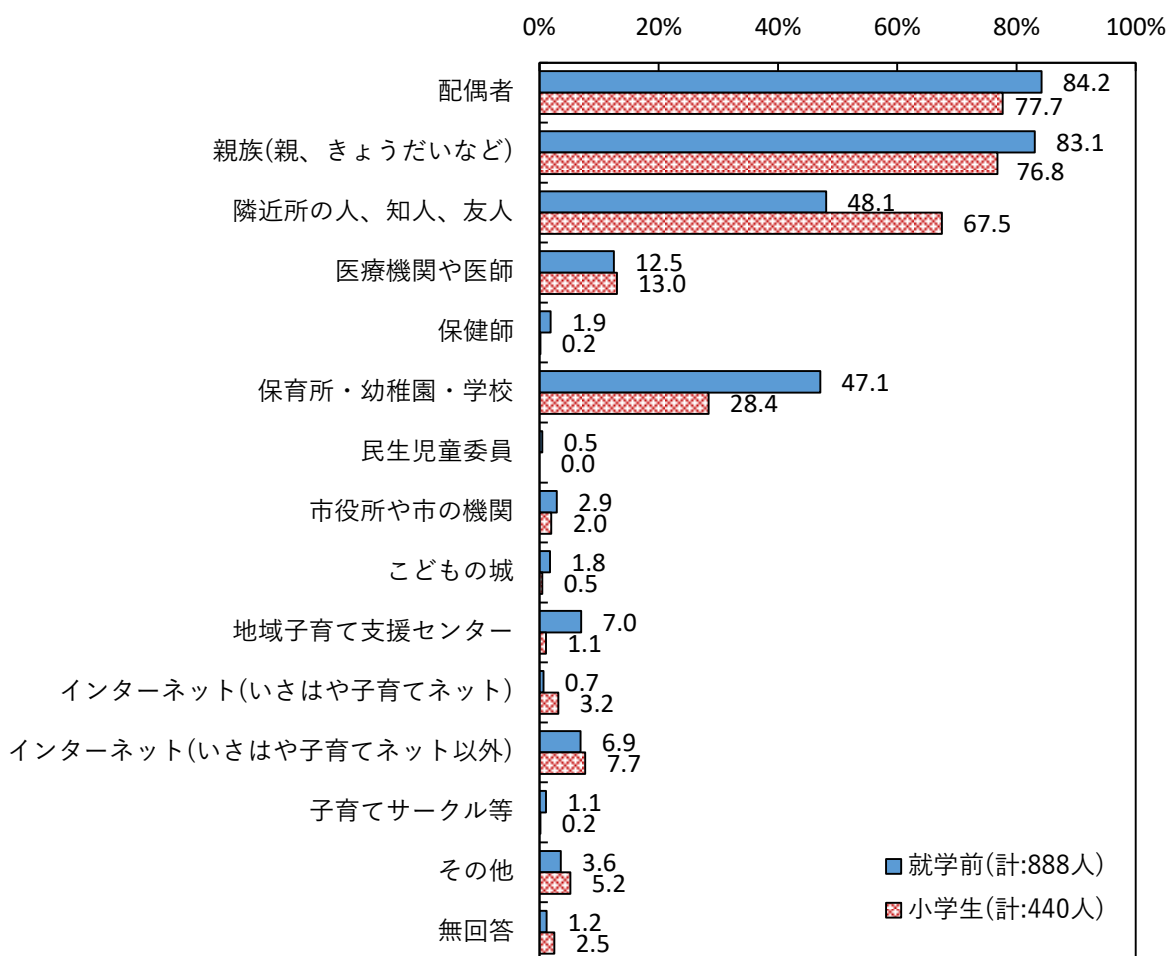
困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぎ、「何かがあったとしても何とかできる」という安心感につながります。

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで、あらゆる人や機関に寄り添って子育てしていると実感できるまちにしていきます。

図表 58 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所



図表 59 子育てに関する悩みや不安の相談先



取組	内容
切れ目ない妊産婦への保健対策の実施	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じた母子の健康の保持増進のため、健康診査、訪問指導、保健指導などの母子保健事業の充実を図ります。また、母子健康手帳交付時に、妊婦とその家族を対象に実施する両親学級の案内、妊娠期からの子育て支援の情報を一元化した子育て支援ガイドなどを配付し、子育てに関する情報提供に努めます。
妊娠・出産、子育てにかかる相談体制の充実 【再掲】	保健師や助産師が行う妊産婦訪問や養育支援訪問、母子保健推進員が行う乳児全戸訪問、妊婦・乳幼児の来所相談や電話相談など、妊娠期から切れ目ない相談体制の充実を図ります。

## (2) 親子で取り組む子育て・子育て支援

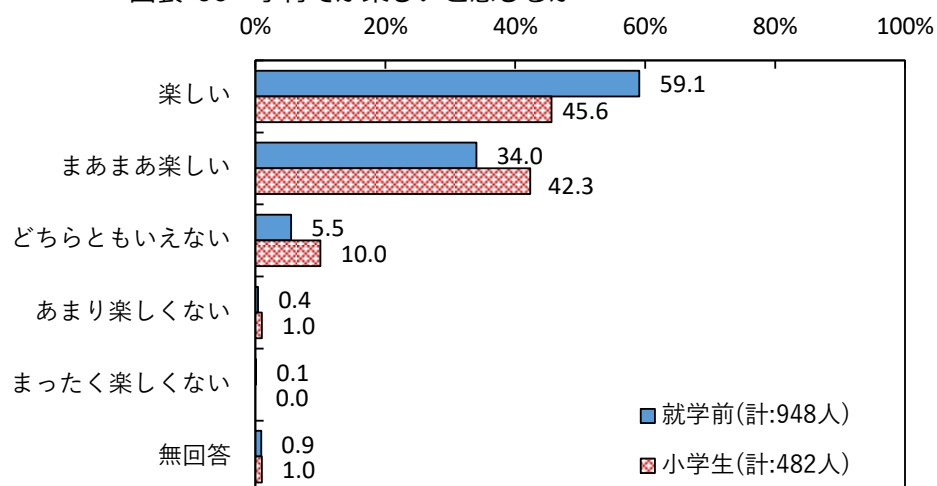
子どもが誕生した瞬間から、親は大きな責任と、親としての役割を背負うことになります。子どもが成長する過程で多くの親も共に成長していきますが、一方で、育児放棄や虐待などが社会問題化していることも事実です。

アンケート結果によると、子育てが楽しいと感じるかについて、多くの方が「楽しい」「まあまあ楽しい」と回答している一方、「どちらともいえない」「あまり楽しくない」「まったく楽しくない」と回答している人もいます。この結果から不安や責任感、その他さまざまな理由から、子育てを楽しく感じていない人も少なからず存在しているものと考えられます。

子どもと共に試行錯誤を繰り返す中で成長していく若い親に対して完全さを求めるのではなく、周囲の人がさり気なく手を差し伸べることで優しく親の自立を助けることが大切です。そのことが、親の自己肯定感、ひいてはより良い親子関係を築くことにつながると考えます。

子育て・子育てを楽しみながら親子で取り組める環境づくりをするとともに、地域ぐるみで子育てしているという雰囲気を醸成していきます。

図表 60 子育てが楽しいと感じるか



取組	内容
親子の心のきずなづくりの推進	絵本などの読みかたりを通じて、本に親しむ環境づくりを進め、親子のコミュニケーションを高めるとともに、子育てを楽しむ環境づくりを行うブックスタート事業を推進します。
親子の信頼関係の構築の推進	地域子育て支援センターでのNPプログラムや、こどもの城での大人のための子育て応援事業により、子育ての悩み・不安の解消を図り、親子の信頼関係の構築を推進します。



### (3) 子育て家庭への経済的な支援

子育て家庭の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めていきます。また、保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、児童手当・児童扶養手当などの公的支援を組み合わせることで世帯の生活基盤を支えていく必要があり、制度の周知を図るとともに、経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

令和6年6月19日には、子どもの貧困対策推進法の改正案が参議院本会議にて可決され、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」が成立しました。

内閣府の実施した「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」によると、「ひとり親世帯」全体や「母子世帯」では、現在の暮らしの状況について「苦しい」「大変苦しい」と回答した割合が、それぞれ51.8%、53.3%となっており、「ふたり親世帯」21.5%の2倍程度に及ぶ結果となっています。こうした状況を踏まえ、本市においてもひとり親家庭や生活困窮世帯に対する支援を行っていく必要があると言えます。

子どもの将来は、生まれ育った環境によって左右されることがあってはなりません。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、対策を図っていかなくてはなりません。

生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが、生活困窮者の多くが社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたりしています。また、生活の困窮がネグレクト（育児放棄）等の遠因になる可能性もあります。このような背景や事情から、慎重かつ適切な対応が求められますので、支援の充実を図っていきます。

取組	内容
子どもの医療費助成	乳幼児から高校生までの子どもにかかる医療機関等の保険診療について、福祉医療費の自己負担額を超える医療費を助成することで、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。特に、乳幼児と小・中学生は、県内医療機関等での支払いが、福祉医療費の自己負担額までになる「現物給付化」を推進しています。
第2子保育料の無償化	認可保育所や認定こども園における同時在園の第2子保育料を無償化することで、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
学校給食費の無償化	市立小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親に対する職業訓練支援などの就労支援のほか、児童扶養手当をはじめとする各種手当等の支給やひとり親家庭福祉医療費の支給、更には、保育、家事支援の子育て支援サービスを行うなど、ひとり親家庭の生活の自立のための相談体制の充実を図ります。
各種手当・助成制度の充実	児童手当などの各種手当・助成制度により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。
子育てにかかる各種サービスの利用料金の軽減	子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、子育て支援のための各種サービスの利用料金について配慮していきます。
各種手当・助成制度に関する情報提供	児童手当などの各種手当・助成制度の利用を促すため、市報やホームページなどでの情報提供の充実を図り、制度の普及に努めます。

#### (4) 仕事と育児の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

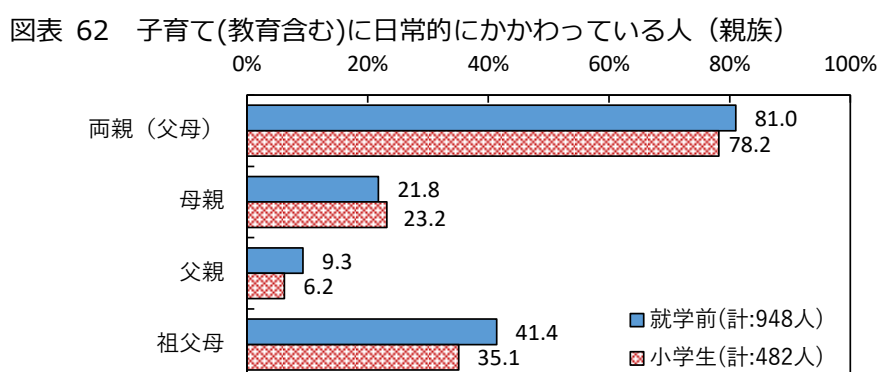
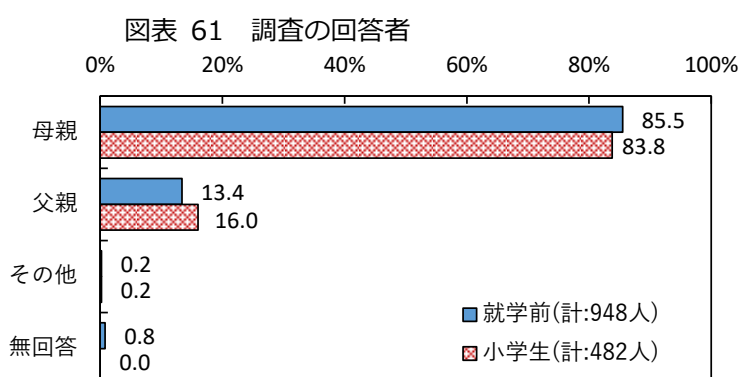
保護者が子育てに喜びを感じながら仕事を続けることができる社会をつくるために、働き方の見直しによる仕事と家庭生活、地域での活動の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが重要です。

そのために、県や企業、労働者団体などの関係機関と連携して育児休業等の制度の普及・促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

また、以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつありますが、一方でアンケート結果をみると、調査の回答者の8割以上が母親であり、また、子育てに日常的にかかわっている人について、「両親(父母)」を除き、「父親」と回答した人は「母親」と回答した人よりも圧倒的に少なくなっています。

これらの結果から、子育ての負担は母親へと偏りがちであり、父親が育児に積極的に参画していないケースが存在しているものと考えられます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組とあわせて、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境整備に努めます。



取組	内容
事業者や市民に対する啓発の推進	男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境を整備するため、働きやすい職場環境づくりに向けて事業者や市民に対する啓発を進めていきます。
職場・家庭における男女共同参画意識の啓発	「第3次諫早市男女共同参画計画」と連携し、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境の整備に努めます。 また、男女共同参画社会をめざし、関連団体や関連機関と連携し地域住民に対して男女共同参画意識の啓発に努めます。

## 基本施策4 地域社会で取り組む子育て活動の充実

子育て中の親が地域ぐるみで子育てしていると実感しながら安心して暮らしていくためには、安全・安心が確保された上で、地域や職場の子育てに対する理解、協力が不可欠です。

一方、少子化傾向にある中で、子どもや子育て家庭を間近に見たり、自分が子育てに協力したりする機会が急速に減少していることで、子どもや子育て中の親子に対する接し方がよく分からないという市民も増えてきているようです。

あらゆる機会を通じて啓発に取り組み、地域全体で子育てする環境を構築していきます。

### (1) 地域のボランティアなどによる支援

地域の子どもや子育て家庭を巡る諸課題を解決するためには、行政等が行う「フォーマル・サービス」だけではなく、地域等が行う「インフォーマル・サービス」の重要性も高まります。

それら地域資源とのネットワークを構築し、子どもや子育て家庭をつなげることで、子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくっていきます。

取組	内容
民生委員・児童委員などによる相談・支援の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。
地域子育て支援センターや子育てサロンによる親子交流と子育て相談の充実	地域子育て支援センターや地区社会福祉協議会実施の子育てサロンなどの身近な場所で親子の交流を促進し、子育てに関する相談の充実を図ります。
子育てボランティアの養成・組織づくりと活動の推進	地域で子育てを支える担い手となる子育てボランティアを養成し、各地域の子育て支援センターにて活動することを推進します。また、ボランティアの情報や登録方法などの周知を図るとともに、子育てに携わる方のネットワークを構築し、今後の子育て支援に向けて取り組みます。

### (2) 地域子ども教室との連携

少子高齢化、核家族化、地域の連帯感の希薄化等に伴い、子どもたちの成長に必要な異年齢集団による体験活動や、地域の多様な大人との交流の機会が減少し、人間関係力の低下や、いじめ、不登校の問題等様々な課題が生じています。そこで教育委員会では、「地域による地域の子どもたちのための教室」と位置付け、子どもたちの健全育成はもとより、多様な人材の活用や育成等、地域教育力の向上を図ることを目的とする、「地域子ども教室」の拡充を推進しています。

取組	内容
放課後児童クラブと地域子ども教室の連携推進	家庭環境にかかわらず子ども同士の多様な仲間関係の形成を促すとともに、地域の大人との関わりを経験できる安全・安心な居場所づくりを進めるため、放課後児童クラブと地域子ども教室の連携を図っていきます。



### (3) 安全・安心のまちづくり

子どもが犠牲になる事件や事故は後を絶たず、私たちが住んでいるまちでも、いつでも起こる可能性があります。

アンケート結果でも、子どもとの外出の際に困ることについて、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」、「緑や広い歩道が少ない等、まちなみにゆとりとうるおいがない」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」などの回答が多くなっています。誰もが安心して子育てができるように、防犯や事故防止対策の更なる充実に努めます。

取組	内容
少年補導員による補導巡回活動の実施	定期的な巡回のほか、祭りなどの大きなイベントでの特別巡回も実施します。また、県民運動である「ココロねっこ運動」の一環として、あいさつ・声かけ運動を推進します。
子どもを地域で見守る体制の強化	学校、警察、各種団体等との連携を強化しながら、常に子どもの安全を気にかけて、地域で継続的に見守っていきます。
通学路の安全の確保	「通学路交通安全プログラム」に基づいて、必要な対策を講じ、安全な通学路の確保に努めます。
防犯体制の強化	子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、警察をはじめとした関係機関との緊密な連携や、防犯連絡所長・子ども 110 番の家の設置拡充などを通じて、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。

## 基本施策5 支援が必要な子どもと家庭のための支援

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもと子育て家庭に対して、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えています。

### (1) 障害のある子ども等への支援

心身の障害により日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、地域の障害児や障害児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要となります。

障害により様々な機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制の強化に努めます。

取組	内容
障害のある子どもへの支援の充実	障害のある子どもの相談・支援体制の充実、ふれあいと交流の推進、保育所や放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなどの障害児通所サービス事業所での受け入れ体制の充実など、関係機関との連携を図りながら、家庭や地域で安心して暮らせるよう施策の充実に努めます。
早期発見かつ効果的・継続的な療育の実施	障害の早期発見と適切で効果的な療育または障害のある児童に対する継続的な支援実施のため、障害児通所サービス事業所や保育所・認定こども園、幼稚園、学校、医療機関などの関係機関や庁内関係部署間の連携強化を図ります。

### (2) 子どもの権利を擁護するための支援

平成元年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、わが国も平成6年にこの条約を批准しました。平成11年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）が、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行されるなど、子どもの権利を守るための法的整備が進んでいます。

子どもの権利条約では、子どもは「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を有する基本的な柱としています。

わが国では、令和4年6月に、この「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の考え方を取り入れた「こども基本法」が成立しました。さらに、令和5年12月22日には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

しかし、いじめをはじめとする人権侵害は今なお深刻な状況にあります。家庭での子育て、それを支える地域社会、さらには保育所での保育や幼稚園・学校における教育、これらを連携させながら、子どもの人権を守り、子どもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていかな

ければなりません。子どもに対しても、自分の権利を守るために毅然とした姿勢を取るべきことを教え、自分で自分の身が守れるようにしていくことも必要です。

虐待は、身体的自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。一方、虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、本市が把握できているのはそのごく一部である可能性もあります。虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応するために、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないよう、相談体制を一層充実させていきます。

取組	内容
障害のある子どもへの支援の充実（再掲）	障害のある子どもの相談・支援体制の充実、ふれあいと交流の推進、保育所や放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなどの障害児通所サービス事業所での受け入れ体制の充実など、関係機関との連携を図りながら、家庭や地域で安心して暮らせるよう施策の充実に努めます。
児童虐待防止に向けた体制の充実	要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を開催するなど、関係機関と連携し、要保護児童の安全の確保と環境整備を支援し、組織的かつ専門的な対応を図ります。
DVに関する相談業務の充実	DV（ドメスティック・バイオレンス）に対応した相談窓口を充実させるとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。
悩みを抱える子どもの心のケアの充実	不登校や学校生活の悩みなどを抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図り、対象者の悩みやストレスの解消に努めます。また、ヤングケアラー等困難を抱える子どもの把握や支援に努めます。
子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有を図るため、「子どもの権利条約」並びに「こども大綱」、「こども基本法」についての周知啓発に努めます。

### （３）関係機関との連携による支援

不登校や引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くあります。どのような課題に対しても迅速に適切な対応を取ることができるよう、関係機関との連携体制を整えていきます。

取組	内容
専門支援に関して都道府県が行う施策との連携	障害、ひとり親家庭、児童虐待など特別な支援が必要な子どもに対応する施策など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、長崎県と積極的に連携を図り、諫早市の実情に応じた施策を関係機関とも調整しながら進めていきます。
庁内関係機関との連携	施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。また、職員は子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めるよう努めます。

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

---

## 1. ニーズ量の見込みについて

「ニーズ量（需要量）」は令和5年度に実施したアンケート調査結果を基礎データとして、国の示す「量の見込みの算出等のための手引き」に準じて算出をしています。

算出の概要は次のとおりです。

### (1) 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

#### ①「量の見込み」とは

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

### (2) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

### (3) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。分類する類型は次頁のとおりです。

図表 63 家庭類型

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い + 幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親および母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い + 幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育園、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

#### (4) 利用意向率について

利用意向率とは、各家庭類型に分類された人のうち、当該事業を利用したいと回答した人の割合（無回答を除く）です。

例えば、ニーズ調査において「タイプC」に分類された人が103人いたとして、「できれば病児・病後児保育施設を利用したいか」との設問に対し、10人が「利用したい」と回答し、3人が無回答だった場合、タイプCの病児・病後児保育に対する利用意向率は、 $10 \div (103 - 3) \times 100 = 10\%$ となります。

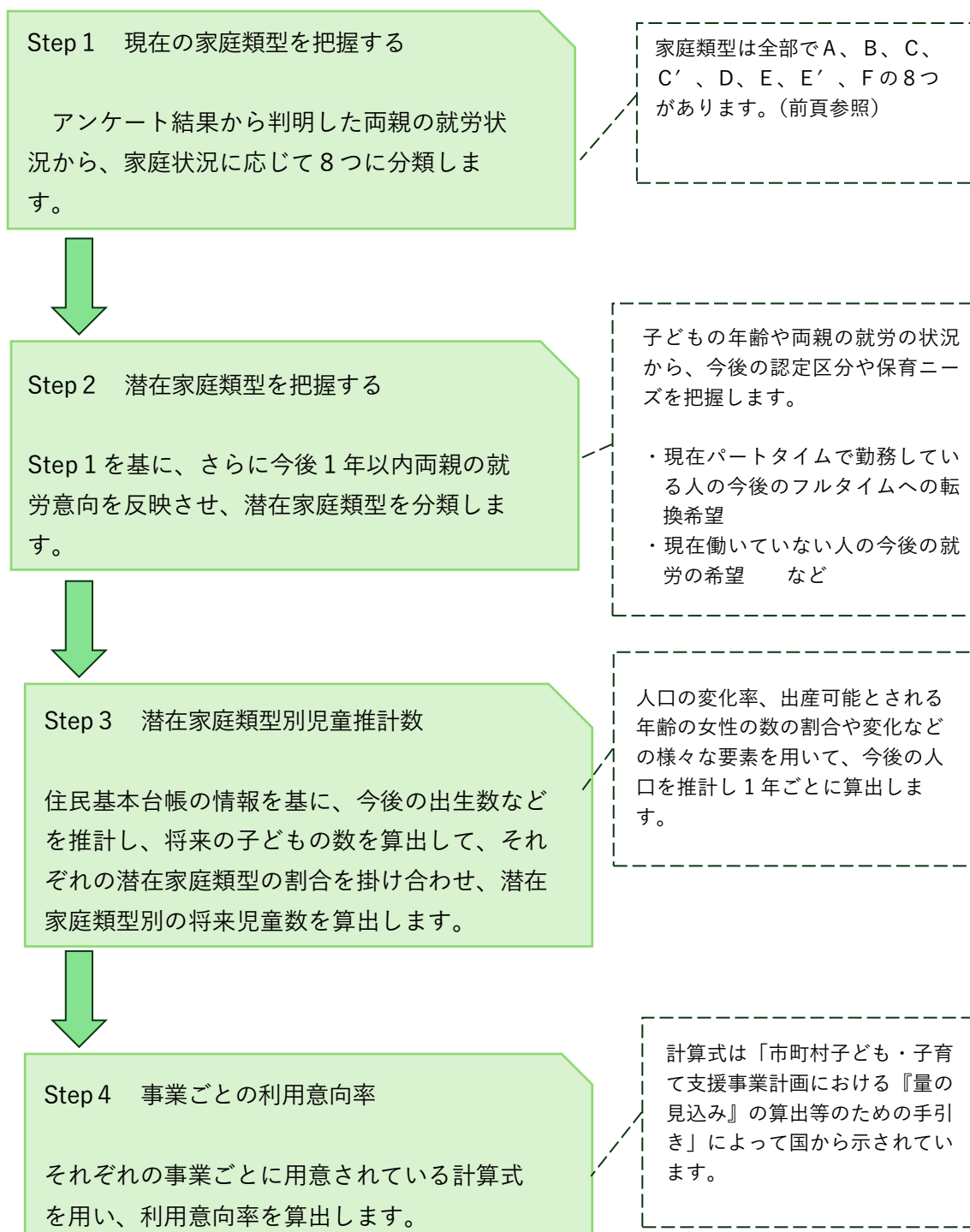
利用意向率は、潜在的家庭類型ごとに算出します。

例) 病児・病後児保育の利用意向率（イメージ）

家庭類型	類型人数	「利用したい」	無回答	計算式	利用意向率
タイプA	20人	5人	0人	$5 \div (20 - 0) \times 100$	25%
タイプB	52人	10人	2人	$10 \div (52 - 2) \times 100$	20%
タイプC	103人	10人	3人	$10 \div (103 - 3) \times 100$	10%
タイプE	11人	3人	1人	$3 \div (11 - 1) \times 100$	30%

## (5) 見込量の計算方法

見込量は幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート結果からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。





### Step 5 利用対象児童数の算出

潜在家庭類型や年齢ごとに利用できるサービス・事業が異なるため、サービス・事業別に定められた条件に従って、潜在家庭類型の割合と児童推計数を掛け合わせます。

例えば、保育所を利用できるのは「保育の必要な事由」に該当すると考えられる潜在家庭類型に限ります。



### Step 6 ニーズ量の算出

サービス・事業ごとの利用意向率と対象となる児童数を掛け合わせて算出します。

Step 3 で推計した今後 1 年ごとの推計児童数を用い、各年度でニーズ量を見込みます。



## (6) 見込量の考え方

見込量の計算方法については国の手引きによって決まっていますが、この計算によって算出される見込量は、あくまでも今後1年以内に本市に在住している子育て世帯の全ての就労の希望が叶い、かつ、希望する事業やサービスを全て希望どおりに利用することができた場合を想定します。

本市の見込量は基本的に国の手引きに準じ、前項 Step 1 から Step 6 までの手順を踏んで計算を行っていますが、本来必要なサービスの供給量や実績との乖離を分析し、より正確性の高いものにするため、合理的な条件のもとで補正を行うなど、以下の4つの手法を用いて算出しています。

### ①国の手引きに準じた算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。算出結果が実績値と乖離している場合でも、生データに立ち返り個別の回答の矛盾を精査する等することで、国の手引きを尊重した量の見込みとなるよう配慮しました。

### ②国の手引きの算出式を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出式を補正することで対応しました。

### ③算出式を用いず算定

利用者支援事業など、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。

### ④過去の実績に基づいて算出

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業ごとに過去の実績の推移や事業に関係するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

## (7) ニーズ量の見込みに対し、供給可能な量に不足が生じる場合の対応

子ども・子育て支援法に基づき、ニーズ量の見込みに対し供給可能な量<sup>※3</sup>に不足が生じる場合は、提供体制の確保のため、令和7年度から令和11年度までの5か年で計画的に取り組んでいきますが、児童数の推移や市内の住宅開発等の条件により、ニーズ量の変動が予想されるため、計画の途中で必要に応じて見直しを行う場合があります。

見直しにより、ニーズ量の推移が想定を上回り、供給可能な量を超えることになった場合は、新たな確保方策も検討します。

---

※3 「供給可能な量」とは、確認を行った認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を積み上げたものです。

## 2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の区域設定について

### (1) 教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市では、生活圏がおおむね市全体に及んでいること、保護者の通勤経路や生活圏を踏まえた施設整備がなされていることなどを踏まえ、保育の提供区域については施設利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるようにするため、市内4つの提供区域で実施することとしました。

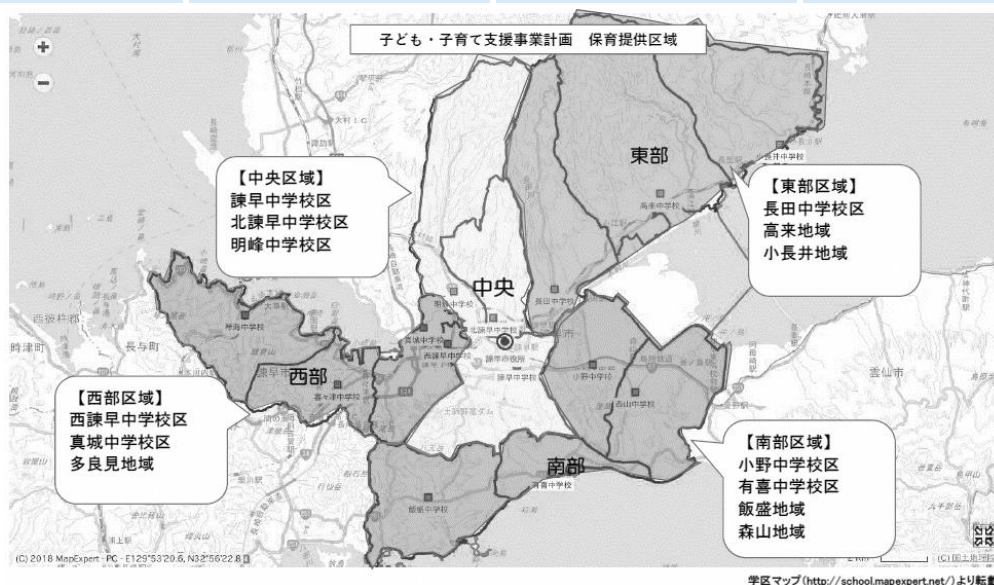
一方、教育の提供区域については既存の幼稚園が中央、西部に集中し、区域での偏りがあることや、送迎バスにより区域を越えた利用が行われていることなどを勘案し、市全体を1つの提供区域と考え実施することとしました。

図表 64 本市における教育・保育の提供区域

区分 / 施設・事業名		区域
教育・保育	教育施設	1区域 (全市)
	保育施設	4区域 (保育の提供区域)

図表 65 保育の提供区域

東部区域	中央区域	西部区域	南部区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長田中学校区</li> <li>・高来地域</li> <li>・小長井地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諫早中学校区</li> <li>・北諫早中学校区</li> <li>・明峰中学校区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西諫早中学校区</li> <li>・真城中学校区</li> <li>・多良見地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野中学校区</li> <li>・有喜中学校区</li> <li>・森山地域</li> <li>・飯盛地域</li> </ul>



## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、現在の事業の実施状況や、事業内容を踏まえて次のとおり設定を行います。

図表 66 本市における地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区分 / 施設・事業名	区 域	区域設定の理由
利用者支援事業	1区域 (全市)	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域で対応する。
地域子育て支援拠点事業	1区域 (全市)	保育所併設の施設があることや、認定こども園で事業実施が行われるため市内全域で対応する。
妊婦健康診査事業	1区域 (全市)	健診は県内の医療機関で受診可能であり、市内で区域を設定して行う事業ではないため市内全域で対応する。
乳児家庭全戸訪問事業	1区域 (全市)	訪問型の事業であり、区域設定の必要がないため市内全域で対応する。
養育支援訪問事業	1区域 (全市)	児童相談所、保健所、医療機関との全市的な連携が必要であり、区域設定になじまないことから市内全域で対応する。
子育て短期支援事業	1区域 (全市)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応する。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1区域 (全市)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応する。
一時預かり事業	1区域 (全市)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応する。
延長保育事業	4区域 (保育の提供区域)	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せない事業であるため保育と同じ4区域で対応する。
病児保育事業	1区域 (全市)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応する。
放課後児童健全育成事業	26区域 (小学校区)	当該事業が「小学校区」を基本として行われていることから26区域とする。
副食費の実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域 (全市)	新制度未移行の幼稚園を利用する一定要件に該当する保護者に対する給付であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応する。
認定こども園特別支援教育・保育事業	1区域 (全市)	職員を加配する認定こども園に対する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応する。
子育て世帯訪問支援事業	1区域 (全市)	訪問型の事業であり、区域設定の必要がないため市内全域で対応する。
児童育成支援拠点事業	1区域 (全市)	児童相談所等との全市的な連携が必要であり、区域設定になじまないことから市内全域で対応する。
妊婦等包括相談支援事業	1区域 (全市)	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により相談や情報提供等を行う事業であり、市内で区域を設定して行う事業ではないため市内全域で対応する。
乳児等通園支援事業	1区域 (全市)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらなことから市内全域で対応する。
産後ケア事業	1区域 (全市)	医療機関との全市的な連携が必要であり、区域設定になじまないことから市内全域で対応する。

### 3. 教育・保育施設の充実

#### (1) 教育・保育施設の二一ズ量および確保の方策

##### ①認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定には、①1号認定：子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合（認定こども園・幼稚園）、②2号認定：子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育所・認定こども園）、③3号認定：子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育所・認定こども園）の3つの区分があります。

図表 67 本市における認定区分

認定区分	対象者（子ども）
1号認定	満3歳以上～小学校就学前の子ども
2号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などにおける保育を希望する場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などにおける保育を希望する場合

## ②見込量と確保の方策の読み方

教育・保育分野の事業においては認定区分（1号・2号・3号）、また、教育・保育提供区域ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。

2号認定について、第1期計画では、3歳から5歳の共働き家庭等で幼稚園の利用を希望する場合を2号①とし、教育ニーズとして整理し、それ以外の3歳から5歳の共働き家庭等を2号②とし、保育ニーズとして計画を策定しました。第2期計画では、認定こども園の増加により、教育と保育の両方の機能を備える施設が増えたこと、また、実務上では、2号①も2号②も2号認定であるため、第2期計画では、3歳から5歳の共働き家庭等については、すべて2号で保育ニーズとして整理しています。第3期計画も第2期計画と同様の考え方で確保の方策を策定します。

3号認定について、第2期計画までは0歳児（3号認定Ⅰ）と1・2歳児（3号認定Ⅱ）の2つの区分に分けて見込んでいましたが、第3期計画では、国の手引きに基づき、0・1・2歳児の3つの区分で確保の方策を策定します。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

## (2) 教育・保育施設の事業計画

### ① 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

#### 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート結果	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人
提供区域	1区域

#### 【ニーズ量】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	560	541	534	527	526
供給可能な量 <sup>②</sup>	1,283	1,283	1,283	1,283	1,283
過不足 (②－①)	565	584	591	598	599

(人)

#### 【確保の方策】

令和7年度当初施設数	確認を受ける幼稚園	3施設
	確認を受けない幼稚園	1施設
	幼稚園型認定こども園	5施設
	幼稚園型以外の認定こども園	18施設

多様な働き方に対応できるよう、保育所の認定こども園化に伴う教育定員の確保についても随時対応します。

### ② 2・3号認定

0歳から5歳の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

#### 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、幼稚園・保育園・認定こども園を利用したいと回答した人
提供区域	4区域

東部区域（長田中学校区・高来地域・小長井地域）

【2号】 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2号	2号	2号	2号	2号
ニーズ量の見込み①	256	233	216	209	214
確保の方策②	329	329	322	315	308
保育所・認定こども	329	329	329	322	315
定員調整	0	0	▲7	▲7	▲7
過不足 (②-①)	73	96	106	106	94

【3号】 (人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳
	ニーズ量の見込み①	212	70	74	68	216	75	74	67	213	75	73	65	208	75	71	62	202	71	68
確保の方策②	241	88	81	72	241	88	81	72	238	87	80	71	235	86	79	70	232	85	78	69
保育所・認定こども	241	88	81	72	241	88	81	72	241	88	81	72	238	87	80	71	235	86	79	70
定員調整	0	0	0	0	0	0	0	0	▲3	▲1	▲1	▲1	▲3	▲1	▲1	▲1	▲3	▲1	▲1	▲1
過不足 (②-①)	29	18	7	4	25	13	7	5	25	12	7	6	27	11	8	8	30	14	10	6

【2号+3号】 (人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号
	ニーズ量の見込み①	468	256	212	449	233	216	429	216	213	417	209	208	416	214
確保の方策②	570	329	241	570	329	241	560	322	238	550	315	235	540	308	232
保育所・認定こども園	570	329	241	570	329	241	570	329	241	560	322	238	550	315	235
定員調整	0	0	0	0	0	0	▲10	▲7	▲3	▲10	▲7	▲3	▲10	▲7	▲3
過不足 (②-①)	102	73	29	121	96	25	131	106	25	133	106	27	124	94	30

【確保の方策】

令和7年度当初施設数 保育所 6施設  
 認定こども園 6施設

令和7～11年度 既存施設の定員減 ▲30人（2号 ▲21人、3号 ▲9人）

中央区域（諫早中学校区・北諫早中学校区・明峰中学校区）

【2号】 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2号	2号	2号	2号	2号
ニーズ量の見込み①	1,038	1,016	1,021	1,019	1,019
確保の方策②	986	991	1,021	1,021	1,021
保育所・認定こども園	986	986	991	1,021	1,021
定員調整・新設	0	5	30	0	0
過不足 (②-①)	▲52	▲25	0	2	2

【3号】 (人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳
ニーズ量の見込み①	732	298	243	191	745	304	246	195	764	299	258	207	764	296	261	207	761	293	260	208
確保の方策②	723	282	250	191	733	287	250	196	768	297	260	211	768	297	260	211	768	297	260	211
保育所・認定こども園	718	282	250	186	723	282	250	191	733	287	250	196	768	297	260	211	768	297	260	211
定員調整・新設	5	0	0	5	10	5	0	5	35	10	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	▲9	▲16	7	0	▲12	▲17	4	1	4	▲2	2	4	4	1	▲1	4	7	4	0	3

【2号+3号】 (人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号
ニーズ量の見込み①	1,770	1,038	732	1,761	1,016	745	1,785	1,021	764	1,783	1,019	764	1,780	1,019	761
確保の方策②	1,709	986	723	1,724	991	733	1,789	1,021	768	1,789	1,021	768	1,789	1,021	768
保育所・認定こども園	1,704	986	718	1,709	986	723	1,724	991	733	1,789	1,021	768	1,789	1,021	768
定員調整・新設	5	0	5	15	5	10	65	30	35	0	0	0	0	0	0
過不足 (②-①)	▲61	▲52	▲9	▲37	▲25	▲12	4	0	4	6	2	4	9	2	7

【確保の方策】

令和7年度当初施設数 保育所 14施設  
 保育所分園 1施設  
 認定こども園 7施設

令和7～11年度 既存施設の定員増・新設保育所等 +85人（2号+35人、3号+50人）



西部区域（西諫早中学校区・真城中学校区・多良見地域）

【2号】 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2号	2号	2号	2号	2号
ニーズ量の見込み①	886	867	862	835	816
確保の方策②	800	800	800	830	830
保育所・認定こども園	800	800	800	800	830
定員調整・新設	0	0	0	30	0
過不足 (②-①)	▲86	▲67	▲62	▲5	14

【3号】 (人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳
ニーズ量の見込み①	602	296	175	131	598	288	177	133	601	283	182	136	602	278	188	136	607	278	189	140
確保の方策②	543	255	172	116	558	260	177	121	583	270	182	131	613	280	192	141	613	280	192	141
保育所・認定こども園	528	250	167	111	543	255	172	116	558	260	177	121	583	270	182	131	613	280	192	141
定員調整・新設	15	5	5	5	15	5	5	5	25	10	5	10	30	10	10	10	0	0	0	0
過不足 (②-①)	▲59	▲41	▲3	▲15	▲40	▲28	0	▲12	▲18	▲13	0	▲5	11	2	4	5	6	2	3	1

【2号+3号】 (人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号
ニーズ量の見込み①	1,488	886	602	1,465	867	598	1,463	862	601	1,437	835	602	1,423	816	607
確保の方策②	1,343	800	543	1,358	800	558	1,383	800	583	1,443	830	613	1,443	830	613
保育所・認定こども園	1,328	800	528	1,343	800	543	1,358	800	558	1,383	800	583	1,443	830	613
定員調整・新設	15	0	15	15	0	15	25	0	25	60	30	30	0	0	0
過不足 (②-①)	▲145	▲86	▲59	▲107	▲67	▲40	▲80	▲62	▲18	6	▲5	11	20	14	6

【確保の方策】

令和7年度当初施設数 保育所 11施設  
 保育所分園 1施設  
 認定こども園 8施設

令和7～11年度 既存施設の定員増・新設保育所等 +115人（2号+30人、3号+85人）

南部区域（小野中学校区・有喜中学校区・森山地域・飯盛地域）

【2号】 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2号	2号	2号	2号	2号
ニーズ量の見込み①	351	346	358	361	375
確保の方策②	352	382	382	382	382
保育所・認定こども園	352	352	382	382	382
定員調整・新設	0	30	0	0	0
過不足 (②-①)	1	36	24	21	7

【3号】 (人)

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳	3号	2歳	1歳	0歳
ニーズ量の見込み①	234	92	84	58	245	96	88	61	256	100	92	64	266	104	96	66	276	110	97	69
確保の方策②	233	95	83	55	263	105	93	65	263	105	93	65	263	105	93	65	278	110	98	70
保育所・認定こども園	233	95	83	55	233	95	83	55	263	105	93	65	263	105	93	65	263	105	93	65
定員調整・新設	0	0	0	0	30	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	15	5	5	5
過不足 (②-①)	▲1	3	▲1	▲3	18	9	5	4	7	5	1	1	▲3	1	▲3	▲1	2	0	1	1

【2号+3号】 (人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号
ニーズ量の見込み①	585	351	234	591	346	245	614	358	256	627	361	266	651	375	276
確保の方策②	585	352	233	645	382	263	645	382	263	645	382	263	660	382	278
保育所・認定こども園	585	352	233	585	352	233	645	382	263	645	382	263	645	382	263
定員調整・新設	0	0	0	60	30	30	0	0	0	0	0	0	15	0	15
過不足 (②-①)	0	1	▲1	54	36	18	31	24	7	18	21	▲3	9	7	2

【確保の方策】

令和7年度当初施設数 保育所 7施設  
 認定こども園 2施設

令和7～11年度 既存施設の定員増・新設保育所等 +75人（2号+30人、3号+45人）

諫早市全体

【2号+3号】

(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号	合計	2号	3号
ニーズ量の見込み①	4,311	2,531	1,780	4,266	2,462	1,804	4,291	2,457	1,834	4,264	2,424	1,840	4,270	2,424	1,846
確保の方策②	4,207	2,467	1,740	4,297	2,502	1,795	4,377	2,525	1,852	4,427	2,548	1,879	4,432	2,541	1,891
保育所・認定こども園	4,187	2,467	1,720	4,207	2,467	1,740	4,297	2,502	1,795	4,377	2,525	1,852	4,427	2,548	1,879
定員調整・新設	20	0	20	90	35	55	80	23	57	50	23	27	5	▲7	12
過不足 (②-①)	▲104	▲64	▲40	31	40	▲9	86	68	18	163	124	39	162	117	45

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

本市では、地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とする子どもの年齢、家庭類型などが異なりますが、基本的には前述した量の見込みの考え方（P55）と同様の考え方で算出方法が示されています。ただし、ニーズ調査では見込みが算出されない事業もあり、その場合は市で独自の推計を行っています。

### （1）利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

#### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	過去の実績に基づき算出
提供区域	1区域

#### 【ニーズ量】

##### （基本型）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

##### （こども家庭センター型）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

##### （地域子育て相談機関）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置か所数	地域の実情を踏まえ、適宜設置していく				

#### 【確保の方策】

利用者支援事業（基本型、こども家庭センター型）を実施すること、また、地域子育て相談機関を地域（東部、中央部、西部、南部）の実情を踏まえて適宜設置することで、妊娠期から子育て期の切れ目のない総合的な子育て支援体制の構築を行い、子育て支援の充実を図ります。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流・育児相談、情報の提供などを行う子育て支援センターを設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～2歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート結果	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人および今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人および現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

(人/月)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	3,756	3,751	3,735	3,711	3,693
供給可能な量 <sup>②</sup>	3,756	3,751	3,735	3,711	3,693
実施か所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

現在の体制で供給可能と考えられるため、現状の実施か所数を確保の方策とします。

現在、7か所（東部1か所、中央2か所、西部3か所、南部1か所）で事業を行っております。また、認定こども園が行う定期的な子育て支援事業の充実、認定こども園と既存の地域子育て支援拠点事業との連携を図り、子育て中の親子の支援を行います。

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	計画期間中における各年度の0歳児推計人口を見込み量とする
提供区域	1区域

#### 【ニーズ量】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>Ⓐ</sup>	870	852	839	824	809
供給可能な量 <sup>Ⓑ</sup>	870	852	839	824	809

#### 【確保の方策】

県内のほとんどの医療機関で受診可能です。妊婦健診の周知を図り、当該年度の推計出生数の100%を確保策として設定しています。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

##### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	計画期間中における各年度の0歳児推計人口を見込み量とする
提供区域	1区域

##### 【ニーズ量】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	870	852	839	824	809
供給可能な量 <sup>②</sup>	870	852	839	824	809

(人)

##### 【確保の方策】

推計出生児童数の全数を訪問するため推計出生数と同数を確保の方策としています。県内のほとんどの医療機関で受診可能です。

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	過去の実績に基づき算出
提供区域	1 区域

### 【ニーズ量】

(人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み <sup>Ⓐ</sup>	30	30	30	30	30
供給可能な量 <sup>Ⓑ</sup>	30	30	30	30	30

### 【確保の方策】

過去の実績から見て現在の体制で供給可能と考えられるため、確保策は見込みの 100%を設定しています。



## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	令和5年度の実績と令和6年度の利用状況に基づき算出
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

(日＝年間利用日数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>Ⓐ</sup>	80	80	80	80	80
供給可能な量 <sup>Ⓑ</sup>	80	80	80	80	80

### 【確保の方策】

現在、6施設で事業を行っているが、育児不安や負担感を持つ保護者の活用ニーズも高いことから、ショートステイを担う里親等を確保するなど、需要に対応可能な供給体制を確保します。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の一時的な預かりや保育所などへの送迎等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、これらの援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	令和5年度の実績に基づき算出
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

(人/年)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (低+高) ①	300	300	300	300	300
ニーズ量の見込み (低学年)	210	210	210	210	210
ニーズ量の見込み (高学年)	90	90	90	90	90
供給可能な量②	300	300	300	300	300
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

第3期計画の調査でも一定のニーズがあり、利用を望む保護者がいるため、実施していきます。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所が、一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。

### ①一時預かり（幼稚園型）

幼稚園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日や時間外に児童を預けることができる事業です。

#### 【ニーズ量の算出方法】

#### ● 1号認定による利用（幼稚園の在園児を対象とした一時預かり）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
アンケート結果	今後、「幼稚園」、「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」、「預かり保育」を利用していると回答した人
提供区域	1区域

#### ● 2号認定による利用（幼稚園の在園児を対象とした定期的な利用）

対象年齢	3～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人
提供区域	1区域

#### 【ニーズ量】

(人/年)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	35,033	33,818	33,402	32,938	32,892
1号認定による利用	3,898	3,763	3,717	3,665	3,660
2号認定による利用	31,135	30,055	29,685	29,273	29,232
供給可能な量 <sup>②</sup>	35,033	33,818	33,402	32,938	32,892
1号認定による利用	3,898	3,763	3,717	3,665	3,660
2号認定による利用	31,135	30,055	29,685	29,273	29,232
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

私立幼稚園では、保育の必要性の有無に関わらず、教育時間終了後の預かり保育を実施しています。認定こども園においては、1号認定児童の教育時間終了後の預かり保育の対応も行っています。

幼稚園の在園児を対象とした定期的な一時預かりの利用については、幼稚園を希望する2号認定児童で、幼稚園型認定こども園の2号認定により対応を行っています。

市全体として量の見込みに対応する確保ができているため、量の見込みと同数を確保の方策とします。

## ②一時預かり（その他）

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	令和5年度の実績に基づき算出
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

(人/年)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	3,821	3,749	3,717	3,679	3,669
供給可能な量 <sup>②</sup>	3,821	3,749	3,717	3,679	3,669
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

その他の不定期な一時預かりについては、保育所や認定こども園で対応を行い、市全体として量の見込みに対応する確保ができているため、量の見込みと同数を確保の方策とします。

## (9) 延長保育事業（時間外保育）

保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園が、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0～5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人
提供区域	4区域

### 【ニーズ量】

#### ●市全体

(人/月)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み①	3,673	3,604	3,574	3,537	3,526
供給可能な量②	3,673	3,604	3,574	3,537	3,526
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### ●東部区域（長田中学校区・高来地域・小長井地域）

(人/月)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み①	373	358	341	332	331
供給可能な量②	373	358	341	332	331
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

#### ●中央区域（諫早中学校区・北諫早中学校区・明峰中学校区）

(人/月)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み①	1,429	1,403	1,399	1,389	1,382
供給可能な量②	1,429	1,403	1,399	1,389	1,382
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0

## ●西部区域（西諫早中学校区・真城中学校区・多良見地域）

（人／月）

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み①	1,368	1,338	1,326	1,294	1,270
供給可能な量②	1,368	1,338	1,326	1,294	1,270
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

## ●南部区域（小野中学校区・有喜中学校区・森山地域・飯盛地域）

（人／月）

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み①	503	505	508	522	543
供給可能な量②	503	505	508	522	543
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

現在、市内 63 施設中 60 施設（東部区域 12 施設、中央区域 19 施設、西部区域 20 施設、南部区域 9 施設）が延長保育事業を行っています。

既存の施設の定員内であるため、量の見込みと同数を確保の方策としています。

## (10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	過去の実績に基づき算出
提供区域	1 区域

### 【ニーズ量】

(人/年)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み①	6,285	6,167	6,115	6,053	6,035
供給可能な量②	3,570	6,167	6,115	6,053	6,035
設置か所数	2 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
過不足 (②-①)	▲2,715	0	0	0	0

### 【確保の方策】

現在、2 病院へ事業を委託し、それぞれの定員は 8 人、6 人の計 14 人となっております。ニーズ調査で算出した量の見込みが 2 施設の定員を上回っているため、今後は、施設数を確保できるよう、関係団体と協議を重ねていきます。



## (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	6～11歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート結果	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラブ」と回答した人
提供区域	26区域（小学校区）

### 【ニーズ量】

#### ●市内全域 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	2,714	2,719	2,704	2,729	2,692
供給可能な量	2,686	2,694	2,681	2,709	2,668
設置か所数	55か所	58か所	59か所	60か所	60か所

#### ●諫早小学校区 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	160	165	164	168	168
供給可能な量	160	165	164	168	168
設置か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

#### ●北諫早小学校区 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	262	257	245	242	224
供給可能な量	262	257	245	242	224
設置か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

#### ●上諫早小学校区 (人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	26	26	26	24	22
供給可能な量	(26)	(26)	(26)	(24)	(22)
設置か所数	北諫早小学校区への送迎				

●小野小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	63	68	93	116	113
供給可能な量	63	68	93	116	113
設置か所数	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

●有喜小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	56	50	41	40	34
供給可能な量	56	50	41	40	34
設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

●真津山小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	300	294	286	285	280
供給可能な量	300	294	286	285	280
設置か所数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

●本野小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	28	25	23	20	24
供給可能な量	0	0	0	0	0
設置か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

●長田小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	99	96	106	106	105
供給可能な量	99	96	106	106	105
設置か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

●小栗小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	124	120	114	119	117
供給可能な量	124	120	114	119	117
設置か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

●真崎小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	66	62	52	50	43
供給可能な量	66	62	52	50	43
設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

●みはる台小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	71	69	71	78	82
供給可能な量	71	69	71	78	82
設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

●御館山小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	295	292	290	286	284
供給可能な量	295	292	290	286	284
設置か所数	5 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

●上山小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	120	124	123	118	118
供給可能な量	120	124	123	118	118
設置か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

●西諫小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	128	135	131	133	132
供給可能な量	128	135	131	133	132
設置か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

●真城小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	134	138	145	144	146
供給可能な量	134	138	145	144	146
設置か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

●喜々津小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	206	213	220	239	248
供給可能な量	206	213	220	239	248
設置か所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

●喜々津東小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	119	128	124	138	142
供給可能な量	119	128	124	138	142
設置か所数	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

●伊木力小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	24	26	24	24	26
供給可能な量	24	26	24	24	26
設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

●大草小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	10	13	14	12	12
供給可能な量	(10)	(13)	(14)	(12)	(12)
設置か所数	伊木力小学校区への送迎				

●森山西小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	63	56	53	50	48
供給可能な量	63	56	53	50	48
設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

●森山東小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	37	40	40	38	36
供給可能な量	37	40	40	38	36
設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

●飯盛東小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	119	123	122	117	122
供給可能な量	119	123	122	117	122
設置か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

●飯盛西小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	28	27	30	31	27
供給可能な量	(28)	(27)	(30)	(31)	(27)
設置か所数	飯盛東小学校区への送迎				

●高来西小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	50	48	44	44	37
供給可能な量	50	48	44	44	37
設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

●湯江小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	69	67	65	57	55
供給可能な量	69	67	65	57	55
設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

●小長井小学校区 (人)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ニーズ量の見込み	57	57	58	50	47
供給可能な量	57	57	58	50	47
設置か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【確保の方策】

令和 10 年度までに量の見込みに応じた施設の確保を行います。量の見込みの少ない校区については、近隣の校区への送迎支援で対応を行います。

## (12) 副食費の実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園の給食代のうち、一定の条件を満たす世帯の児童に対する副食費（おかず代）に対する助成を行い、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減を図る事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	過去の実績に基づき算出
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	30	30	30	30	30
供給可能な量 <sup>②</sup>	30	30	30	30	30

(人)

### 【確保の方策】

施設の代理受領による申請を基本とし、保護者の利便性等を考慮しながら、条件に該当する世帯に対して、確実に給付を行います。

### (13) 認定こども園特別支援教育・保育事業

健康面や発達面において特別な支援が必要な1号認定の子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

#### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	令和5年度の実績に基づき算出
提供区域	1区域

#### 【ニーズ量】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	50	50	50	50	50
供給可能な量 <sup>②</sup>	50	50	50	50	50

(人/年)

#### 【確保の方策】

特別な支援が必要な1号認定の子どもの受け入れを促進するため、条件に該当する私立認定こども園に対して、確実に支援を行います。

なお、特別な支援が必要な2・3号認定の子どもの受け入れ促進については、諫早市独自の障害児保育事業で支援を行っており、今後も継続して実施してまいります。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	0～17歳までの推計人口に、令和5年度の0～17歳児童人口のうち本事業の対象になると見込まれる世帯数の割合と平均利用見込日数を乗じて算出
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	1,814	1,786	1,753	1,722	1,692
供給可能な量 <sup>②</sup>	1,814	1,786	1,753	1,722	1,692

### 【確保の方策】

幅広い子育て世帯を対象として、養育環境が深刻な状況となる前に、児童が育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供するとともに、子育て世帯の養育環境等を把握し、支援の必要性が高い者を適切な支援につなぎます。



## (15) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所がないと感じる子どもに安心できる居場所を提供し、子どもや家庭が抱える様々な課題に対し、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談、食事の提供等を行うとともに、関係機関へつなぐなどの支援を行います。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	6～17歳までの推計人口に、令和5年度の6～17歳児童人口のうち本事業の対象になると見込まれる児童数の割合と平均利用見込日数を乗じて算出しています。
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	28	28	27	27	26
供給可能な量 <sup>②</sup>	28	28	27	27	26

### 【確保の方策】

課題を抱える児童の居場所をつくり、必要な支援を行うことで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行います。

## (16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	計画期間中における各年度の0歳児推計人口を妊娠届出数とみなし算出
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	・妊娠届出数 870件 ・面談回数 3回/件 ・面談実施数 2,610回	・妊娠届出数 852件 ・面談回数 3回/件 ・面談実施数 2,556回	・妊娠届出数 839件 ・面談回数 3回/件 ・面談実施数 2,517回	・妊娠届出数 824件 ・面談回数 3回/件 ・面談実施数 2,472回	・妊娠届出数 809件 ・面談回数 3回/件 ・面談実施数 2,427回
供給可能な量 <sup>②</sup>	2,610回	2,556回	2,517回	2,472回	2,427回

### 【確保の方策】

妊婦やその配偶者等へ周知し、当該年度の妊娠届をした対象者全員が利用できるよう、推計した妊娠届出数に応じた面談実施数と同数を確保の方策としています。

## (17) 乳児等通園支援事業

保育所等に通っていない児童（0歳6か月～満3歳未満）を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	各年度の推計人口とアンケート結果に基づき算出
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>Ⓐ</sup>	10	10	10	10	10
0歳児	4	4	4	4	4
1歳児	3	3	3	3	3
2歳児	3	3	3	3	3
供給可能な量 <sup>Ⓑ</sup>	10	10	10	10	10
0歳児	4	4	4	4	4
1歳児	3	3	3	3	3
2歳児	3	3	3	3	3

### 【確保の方策】

乳児等通園支援事業を実施することにより、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。

## (18) 産後ケア事業

心身の不調や育児不安があり、産後ケアを必要とする方に対し、産科医療機関における短期入所型や通所型、訪問型で、休養しながら母子の心身のケアや授乳指導・育児指導などを実施します。

### 【ニーズ量の算出方法】

算出方法	過去の実績に基づき算出
提供区域	1区域

### 【ニーズ量】

(短期入所型)

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	40	40	40	40	40
供給可能な量 <sup>②</sup>	40	40	40	40	40

(通所型)

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	350	350	350	350	350
供給可能な量 <sup>②</sup>	350	350	350	350	350

(訪問型)

(人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み <sup>①</sup>	120	120	120	120	120
供給可能な量 <sup>②</sup>	120	120	120	120	120

### 【確保の方策】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

また、里帰り出産にも対応できるよう、随時、市外の実施箇所を増やしていきます。

## 5. 幼児教育・保育の一体的提供と体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能や特長をあわせ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては、今後、子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

### (2) 幼児教育・保育の質の向上に向けた取組

子ども・子育て支援法では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進めることが重要です。

本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守状況の確認や、質の高い教育・保育を提供する体制の整備に向けた指導・助言を行うなど、教育・保育現場のさらなる質の向上に向けた取組を引き続き行います。

### (3) 幼児教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に向けた取組

認定こども園・幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達には、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、今後も幼児教育・保育と小学校の連携のさらなる推進に努めていきます。

## 6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

子ども・子育て支援法の一部改正により令和元年10月から創設された子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮し、償還払いを前提としつつ、代理受領の方法についても可能とします。

子育てのための施設等利用給付の認定手続については、利用施設における取りまとめを依頼することにより、申請漏れや二重申請の回避に取り組みます。

なお、給付の実施回数については、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等における運営に支障が生じないように給付の時期についても配慮するものとします。

預かり保育事業や認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付の請求・支払については、過誤請求や未払いの防止のため、当該利用者が主に利用している施設の協力を得て、施設での取りまとめを依頼するものとします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 7. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

### (1) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの、いわゆる外国につながる子どもについて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。

### (2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

子ども・子育て支援制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、幼児教育・保育等の質の確保・向上の取組はますます重要となっていることから、地域の実情に応じた必要な支援に努めます。

- ①幼稚園・保育所・認定こども園 と小学校等との円滑な接続の推進
- ②幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上
- ③処遇改善を始めとする労働環境への配慮
- ④教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施
- ⑤教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善

## 第6章 計画の推進体制

---

### 1. 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく企業や関係団体が連携しながら進めていくことが重要です。

#### (1) 庁内の体制

施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。また、職員は子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めるよう努めます。

#### (2) 市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

#### (3) 国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。

## 2. 計画の達成状況の点検・評価

### (1) 子ども・子育て部会の運営

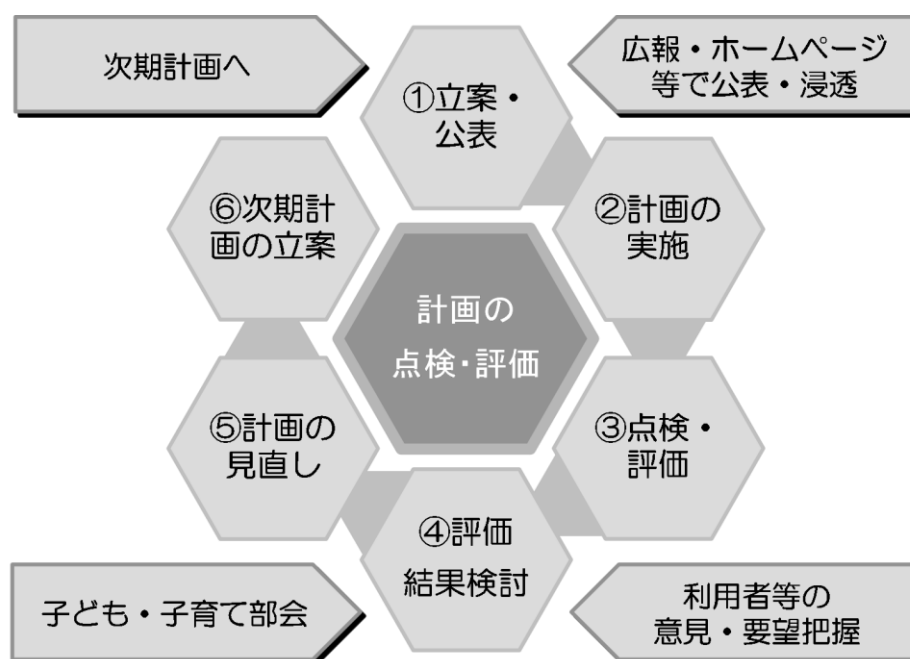
計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て部会で協議しながら、事業の見直しを含めた着実な推進を図ります。

### (2) 計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での紹介などを行い、取り組みや事業の内容等につき市民への浸透を図ります。

また、実施事業や様々な活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

図表 68 計画の達成状況の点検・評価におけるサイクル





## 参考資料

### 1. 第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画策定経緯

期日	内容
令和5年 5月18日	令和5年度第1回諫早市健康福祉審議会 ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画 諮問
令和5年 11月15日	令和5年度第1回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査項目について
令和5年 12月14日～ 令和6年 1月22日	諫早市子ども・子育て支援アンケート ・小学5・6年生 2,507通（回答率 40.9%） ・中学1～3年生 3,477通（回答率 32.0%）
令和6年 1月 4日～ 令和6年 1月 25日	諫早市子ども・子育て支援に関するニーズ調査 ・就学前児童保護者 2,013通（回答率 47.1%） ・小学生児童保護者 987通（回答率 48.8%）
令和6年 3月26日	令和5年度第2回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査結果（案）について ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画の量の見込み（案）について ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画の計画（骨子案）について
令和6年 8月22日	令和6年度第1回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保の方策について
令和6年 10月31日	令和6年度第1回諫早市健康福祉審議会 ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画 策定の進捗状況について
令和6年 11月13日	令和6年度第2回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和6年 12月 6日～ 令和6年 12月23日	第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画（素案）パブリックコメント
令和7年 1月予定	令和6年度第3回諫早市健康福祉審議会 子ども・子育て部会 ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画案について
令和7年 1月予定	令和6年度第2回諫早市健康福祉審議会 ・第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画答申案について

## 2. 諫早市健康福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 1 日 条例第 146 号

(設置)

第 1 条 市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実を図るため、市長の附属機関として、諫早市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 諫早市における健康、福祉、医療の各分野に関する基本計画及び実施計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する各分野に関する重要事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 医療事業に従事する者
- (4) 社会福祉団体その他の公共的団体に属する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第 6 条 審議会は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

2 前項の臨時委員は、当該審議事項に関係のある者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(資料提出等の要求)

第 9 条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、こども福祉部において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

### 3. 諫早市健康福祉審議会子ども・子育て部会委員名簿

区分	氏名	役職等
委員		
臨時委員		



第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画  
令和7年3月

---

編集・発行 諫早市  
〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7-1  
電話番号：0957-22-1500

---